

# 丹波市文化芸術推進基本計画

癒される

癒す

育む

活かす

文化芸術は「豊かな心」と「創造力」を育みます

## はじめに



人口減少が深刻に進む中、社会情勢は大きく変化しており、市民の生活様式や価値観も多様化しています。また、情報化社会が人々を取り巻く環境の中で、今後は情報技術によらない「文化芸術の力」が重要になると言われています。

国においては、平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、市町村においても、文化芸術の推進が求められるようになりました。また、平成29年には、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等、文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取込んだ、「文化芸術基本法」に改正されており、他分野と連携をした幅広い推進が求められています。

本市には、様々な文化芸術や活動団体があり、中には古来より継承している伝統芸能や歴史遺産もあります。これらを途絶えることなく継承していくこと、そして市内外を問わず多くの人に伝えることが本市の役目であると考えております。

このような背景により、本市では、文化芸術の推進のための取組を位置づけた「丹波市文化芸術推進基本計画」を策定しました。この計画では、市内の伝統的な文化の継承と、文化芸術活動の後継者の育成、そして子どもから高齢者までの市民の皆様が文化芸術に触れる機会を充実させるための取組として位置づけており、さらには文化芸術を活かした人づくり・まちづくりに繋げていきたいと考えております。

文化芸術の推進にあたっては、市民、団体の皆様との連携・協働のもと、本計画の着実な実施に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました文化芸術推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年2月

丹波市長

谷口 進一

# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画策定の体制.....	3
4. 計画期間.....	4
5. 対象となる文化芸術の範囲.....	4
<b>第2章 丹波市の現状と課題</b> .....	<b>5</b>
1. 丹波市の現況.....	5
2. 施設概要.....	6
3. 丹波市民の文化芸術活動.....	12
4. 現状把握のための基礎調査（アンケート調査等）.....	15
5. 基礎調査等からの課題の抽出.....	28
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>29</b>
1. 基本理念.....	29
2. 施策体系.....	30
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>32</b>
1. 基本目標1 文化芸術の鑑賞・体験ができる機会の充実を図る.....	32
2. 基本目標2 文化芸術活動が活発に行える環境の整備を行う.....	40
3. 基本目標3 子どもたちが多様な文化芸術に触れる機会を増やす.....	52
4. 基本目標4 観光・まちづくり等への有機的な連携を進める.....	58
5. 数値目標.....	66
6. 計画の推進（進捗管理）.....	67
<b>資料編</b> .....	<b>69</b>
1. 丹波市文化芸術推進基本計画について（諮問・答申）.....	69
2. 丹波市文化芸術推進審議会設置条例.....	71
3. 丹波市文化芸術推進基本計画の策定に関する庁内検討会議設置規程.....	73
4. 丹波市文化芸術推進審議会委員等名簿.....	74
5. 丹波市文化芸術推進基本計画の策定経過.....	76
6. 丹波市文化芸術推進シンポジウム.....	77
7. 文化芸術基本法.....	83
8. 用語集.....	91

文章中、※印のついた用語は、巻末の資料編の「8. 用語集」に解説があります。

## 1. 計画の趣旨

国においては、国民の心豊かな生活や活力ある社会の実現のためには、文化芸術<sup>\*</sup>を振興することが極めて重要であるとし、平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定されました。平成14年にはこの法律に基づき、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定され、市町村においても、文化芸術の推進に関する計画を定めることが求められるようになりました。平成29年には、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等、文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取込んだ「文化芸術基本法」に改正されており、市町村の文化芸術の推進に関する計画についても、他分野との連携が求められています。

本市の文化芸術活動については、広く文化芸術を鑑賞・創造し、又はこれに参加することで、その課題は、個人・団体による自立した活動やその機会の充実、次世代の文化芸術を担う人材育成、また、文化芸術の有効な活用、情報発信等が挙げられます。

加えて、人口減少、地方創生に向けた取組において、文化芸術活動が地域や人々の活力の源となり、人づくり・まちづくりを推進していく上で果たす役割は大きいものがあります。また、ICT<sup>\*</sup>技術の革新や、IoT<sup>\*</sup>の普及、AI<sup>\*</sup>の台頭等により、労働・生産活動が自動化、効率化される将来も遠くなく、これからは文化芸術活動がさらに重要になるのではないかという言説も出てきています。

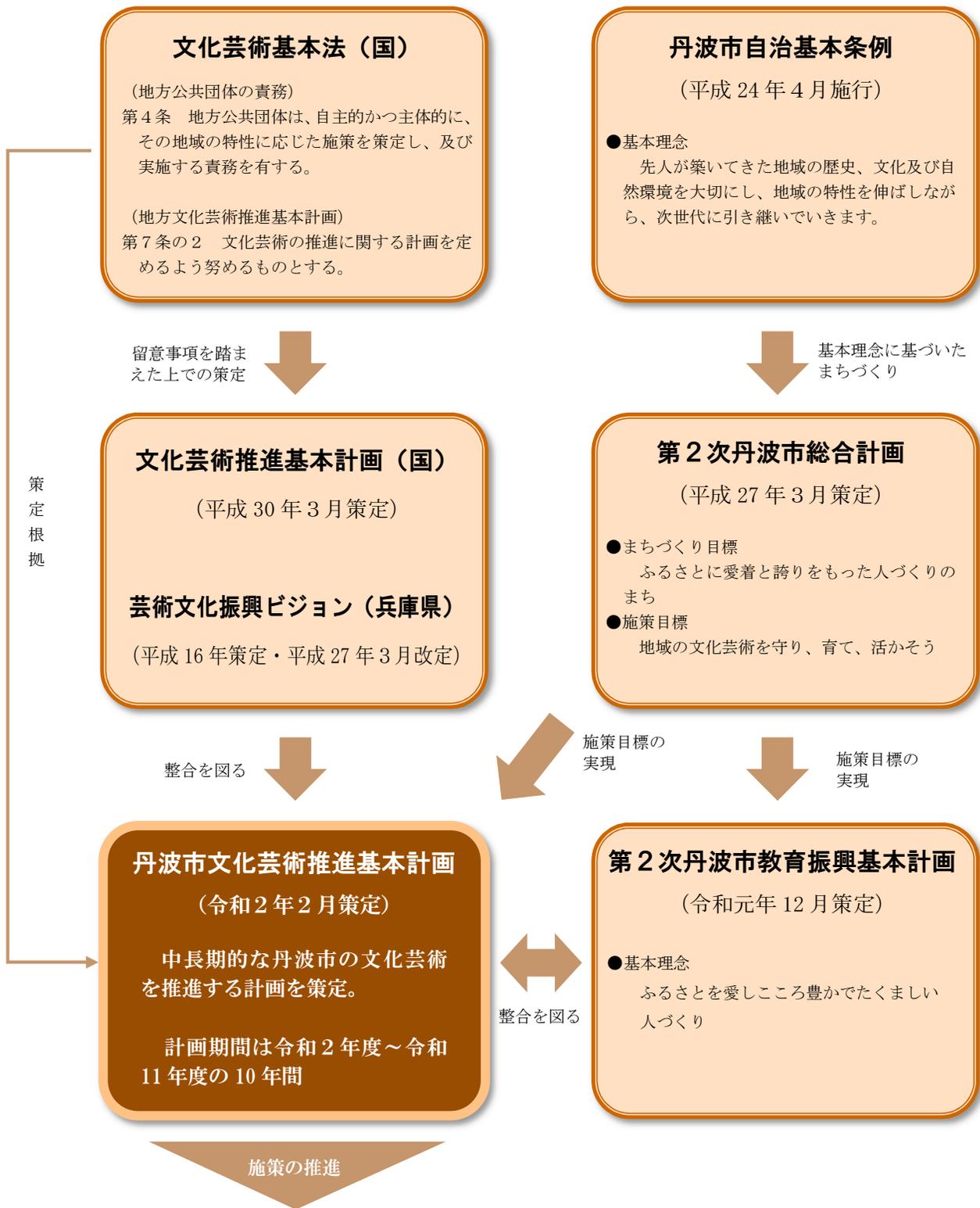
これらのことから、「第2次丹波市総合計画（基本計画）」の施策目標である「地域の文化芸術を守り、育て、活かそう」の目標をさらに明確にするため、文化芸術推進審議会（以下、「審議会」という。）を設置し、文化芸術の推進に関する具体的戦略をもった中長期的な方向性を示す「丹波市文化芸術推進基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、以下の4点に基づいた計画として策定します。

- (1) 本市における文化芸術の将来像（目標の明確化）を確立し、また、策定後10年間（令和2年度～令和11年度）の基本的な方向性を示します。
- (2) 次世代の文化芸術を担う人材や市民の文化芸術に対する関心を高め、心豊かな人材を育てる計画とします。
- (3) 国や県の施策と整合性を持たせ、「第2次丹波市総合計画」等の既存の関連計画との整合及び本市の実情に即した計画とします。
- (4) 人口減少時代において、文化芸術活動が地域の活力の源となり、人づくり・まちづくりのきっかけとなるような計画とします。

○ 本計画の位置づけ



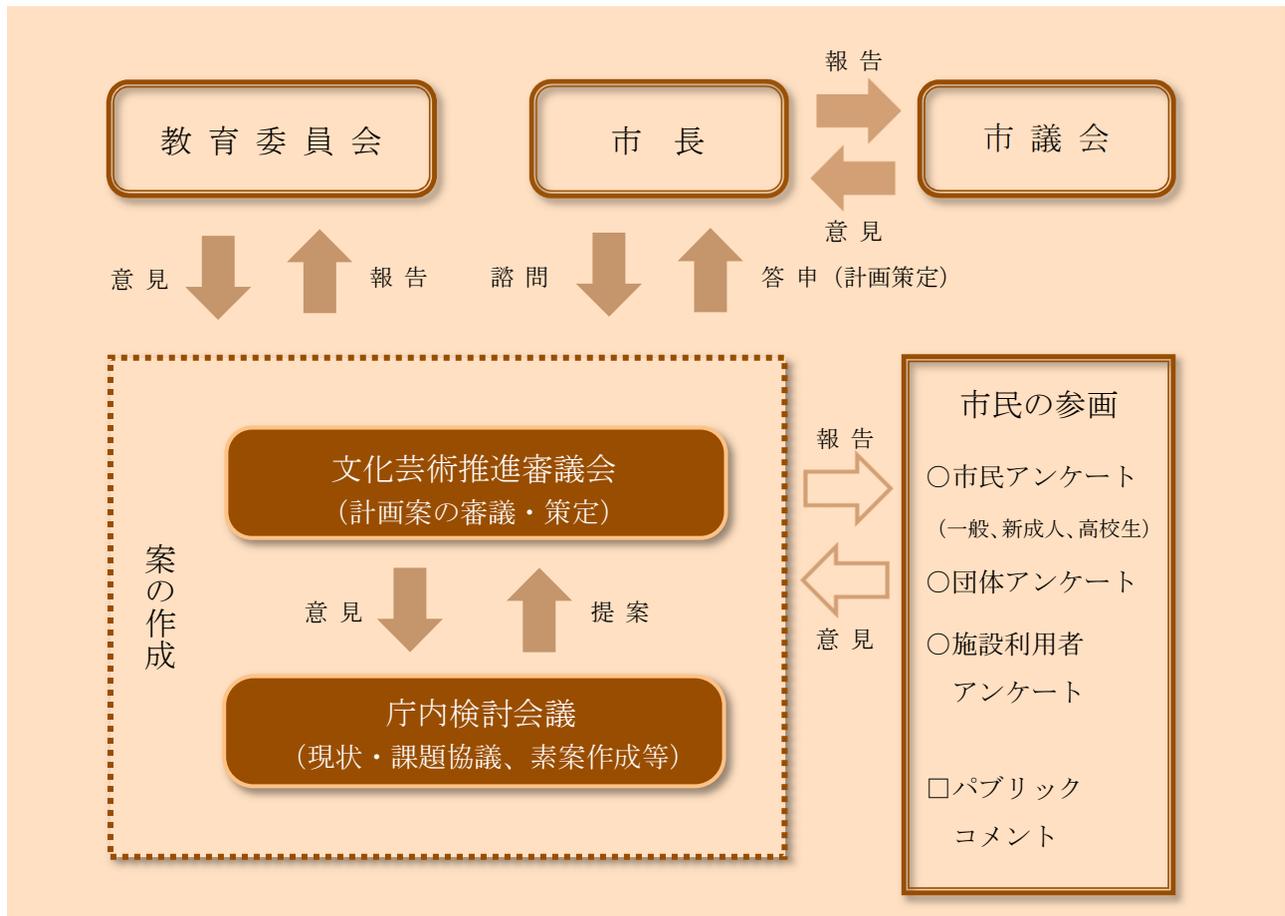
丹波市の10年後の将来像

### 3. 計画策定の体制

#### (1) 策定体制

本計画は、必要な調査・審議等を行い策定します。

#### ○ 本計画の策定体制図



※庁内検討会議は、企画総務部（総合政策課）、産業経済部（観光課）、教育部（学校教育課、子育て支援課、文化財課、植野記念美術館、中央図書館）、まちづくり部（市民活動課、文化・スポーツ課）で構成する。

#### (2) 各組織の役割

名称	役割
文化芸術推進審議会	文化芸術推進審議会は、市長の諮問に応じて必要な調査及び審議等を行い、本計画（案）を策定し、市長に答申を行う。
教育委員会	教育委員会は、市長へ答申を行う前に本計画（案）に対し意見を付す。
庁内検討会議	庁内検討会議は、必要な調査及び研究を行い、本計画の素案を作成し、審議会に提案する。

## 4. 計画期間

本計画は、「2. 計画の位置づけ（1）」で示した通り、令和2年度から10年間の計画とします。  
 なお、文化芸術を取り巻く社会情勢の変化や計画の進捗により、必要に応じて見直すものとします。

### ○ 本計画と関連計画の計画期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
丹波市自治基本条例（平成24年度～）											
丹波市総合計画											
第2次前期計画		第2次後期計画（～令和6年度、5年間）					次期計画				
丹波市教育振興基本計画											
第1次後期計画		第2次計画（～令和6年度、5年間）					次期計画				
丹波市文化芸術推進基本計画											
計画策定（2年）		第1次計画（本計画：令和2年度～令和11年度、10年間）									

## 5. 対象となる文化芸術の範囲

本計画における文化芸術の範囲は、原則として「文化芸術基本法（第8条～第14条）」に規定されているものを対象とし、本市の実情に即したものとします。

### ○ 本計画の対象となる文化芸術の範囲

分野	範囲
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

【参考】文化芸術基本法 第2条第10項

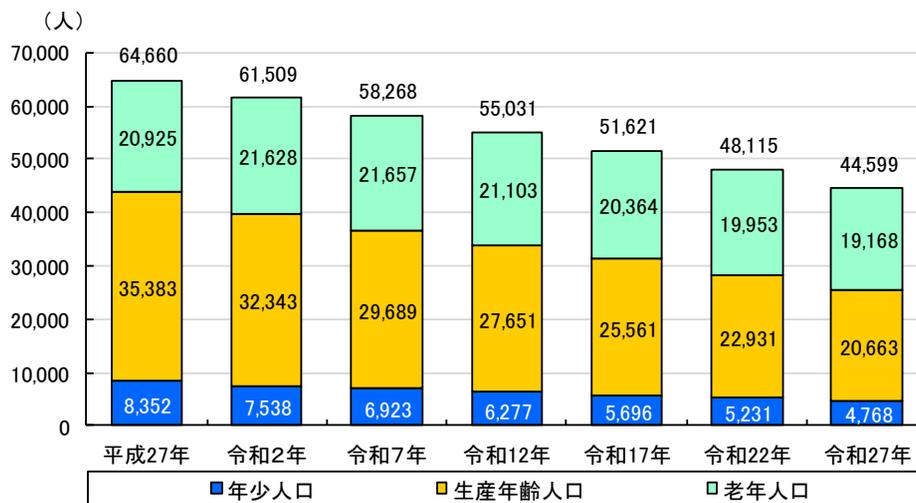
文化芸術に関する施策の推進にあたっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

## 1. 丹波市の現状

### (1) 丹波市の人口に関する現状

本市では、人口減少が進んでおり、平成27年の国勢調査によると市内の総人口は64,660人であり、平成22年と比較すると約3,000人の減少が見られます。また、平成27年の年齢階級別人口割合は、年少人口（0歳～14歳）が12.9%、生産年齢人口（15歳～64歳）が54.7%、老年人口（65歳以上）が32.4%となっています。

本市の将来人口推計については、下記グラフの通り30年後には44,599人と、平成27年の人口の7割以下まで減少すると考えられています。また、年少人口については、1割以上を保つ予想になっていますが、老年人口は4割を超えると予想されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』

人口減少が進むことによって、地域の活力も衰退していくことが予想されます。地域の活力の創出のためには様々な取組がありますが、その一つとして文化芸術活動の推進を行い、文化芸術活動を通じて地域の活力を創出し、市民や地域の活性化と市外からの交流人口の増加を狙います。

### (2) 丹波市の文化に関する現状

本市には、多くの史跡や文化財があります。また、文化ホールや美術館・資料館が市内に点在しており、文化的資源<sup>\*</sup>についても豊富にあるといえます。しかし、それらが活用されていないケースや、情報の発信が不足しているケースが多く、今後はこれらを活かす必要があります。

また、地域内や地域間の交流が薄れており、文化芸術活動においてもその傾向が見受けられます。特に伝統行事や祭りについては、若い世代が担い手として参加することに敷居を高く感じていることが多く、それが交流を薄くしている要因の一つになっています。

今後求められることとして、豊富にある既存の文化芸術を上手く活用しながら、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の市民にとって、記憶に残るような文化芸術体験ができるまちづくりをすることが、市民や地域の活性化と交流人口の増加、そして地域の活力を創出することに繋がります。

## 2. 施設概要

本市には数多くの史跡や文化財、文化ホール施設や美術館・資料館等の文化的資源が豊富に存在しています。今後、文化芸術の推進にあたり、これらの施設の在り方及び効果的な活用法について検討する必要があります。以下に、市内の施設について、「文化ホール施設」「生涯学習等施設」「図書館」「美術館・資料館」「史跡・文化財・公園・体験/見学施設」の5分野に分け、現存している施設を取り上げています。

※表中の「地域」については、市内を「柏原地域」「氷上地域」「青垣地域」「春日地域」「山南地域」「市島地域」の6地域に分類しています。

### (1) 文化ホール施設

文化ホール施設については、青垣地域と山南地域を除く4地域にそれぞれ1施設あります。席数は最も少ないもので360席、最も多いもので705席となっています。

#### ○ 文化ホール施設

施設名	建築年	地域	仕様	管理主体
春日文化ホール	昭和63年	春日	多目的シューボックス型※ 席数は630席（一部移動観覧席）	丹波市
ライフピアいちじま大ホール	平成7年	市島	多目的シューボックス型 席数は500席（固定席）	
丹波の森公苑ホール	平成8年	柏原	多目的シューボックス型 席数は705席（固定席）	兵庫県
ポップアップホール	平成8年	氷上	多目的シューボックス型 席数は360席（移動観覧席）	(株)タンバ ンベルグ

【ライフピアいちじま大ホール】



【丹波の森公苑ホール】



## (2) 生涯学習等施設

生涯学習等施設については、市内に16施設あります。

## ○ 生涯学習等施設

施設名	建築年	地域	設置目的／用途	管理主体
柏原住民センター	平成13年	柏原	生涯学習の振興と地域づくりの推進	丹波市
氷上住民センター	昭和53年	氷上		
青垣住民センター	平成17年	青垣		
春日住民センター	昭和51年	春日		
山南住民センター	平成8年	山南		
ライフピアいちじま	平成7年	市島		
氷上文化センター	昭和54年	氷上	生活文化の向上及び福祉の増進等	
貝市会館	昭和46年	春日		
七日市会館	昭和56年			
氷上勤労青少年ホーム	昭和49年	氷上	青少年の健全な育成等	
大師の杜ホール	平成10年		スポーツ・レクリエーションの普及及び文化団体の活動等	
木の根センター	平成4年	柏原	地域福祉活動の促進及び生涯学習活動の推進	丹波市社会福祉協議会
ハートフルかすが	平成12年	春日		
さんなん荘	昭和52年	山南		
丹波の森公苑 生活創造センター	平成8年	柏原	会議・研修会・ミニコンサート・創作活動・作品展示等	兵庫県
ポップアップホール 文化教室	平成8年	氷上	文化教室・会議・研修会・セミナー等	(株)タンバ ンベルグ

【山南住民センター】



(3) 図書館

図書館については、各地域にそれぞれ1施設あります。氷上地域には中央図書館があり、その他の地域については、住民センターに併設しています。

○ 図書館

施設名	建築年	地域	設置目的／用途	管理主体
中央図書館	平成8年	氷上	図書資料の収集、市民の教養、調査研究等	丹波市
柏原図書館 (柏原住民センター)	平成13年	柏原		
青垣図書館 (青垣住民センター)	平成17年	青垣		
春日図書館 (春日住民センター)	昭和51年	春日		
山南図書館 (山南住民センター)	平成8年	山南		
市島図書館 (ライフピアいちじま)	平成7年	市島		

【中央図書館】



【中央図書館 館内】



(4) 美術館・資料館

美術館については、「植野記念美術館」の1施設のみであり、資料館については、柏原地域・春日地域にそれぞれ2施設、氷上地域・青垣地域・市島地域にそれぞれ1施設あります。

○ 美術館・資料館

施設名	建築年	地域	設置目的／用途	管理主体
植野記念美術館	平成6年	氷上	美術に関する市民の知識及び教養の向上	丹波市
柏原歴史民俗資料館	平成元年	柏原	文化的遺産を保存、収集及び展示	
田ステ女記念館	平成9年			
水分れ資料館	昭和63年	氷上		
青垣歴史民俗資料館 (旧朝倉家住宅)	昭和47年	青垣		
春日歴史民俗資料館	昭和59年	春日		
春日郷土資料館	昭和52年			
市島民俗資料館	昭和63年	市島		

【田ステ女記念館：館内】



【植野記念美術館】



【柏原歴史民俗資料館】



(5) 史跡・文化財・公園・体験/見学施設 (主なもの)

史跡・文化財・公園・体験/見学施設については、市内に数多くあります。

○ 史跡・文化財・公園・体験/見学施設 (主なもの)

施設名	登録年/ 建築年	文化財種別/設置目的等	管理主体	地域
柏原藩陣屋跡・長屋門	昭和46年	国指定文化財(史跡)・県指定文化財	丹波市	柏原
柏原の大ケヤキ(木の根橋)	昭和45年	県指定文化財(天然記念物)		
太鼓やぐら	昭和50年	市指定文化財		
旧氷上高等小学校校舎 (たんば黎明館)	平成21年	県指定文化財/地域の歴史文化について理解を深め利活用する	丹波市/ 指定管理	
丹波悠遊の森	平成6年	人と自然と文化の調和した地域づくりの推進		
旧西垣家住宅	平成30年	国登録文化財	個人	
織田家廟所	昭和41年	市指定文化財		
丹波年輪の里	昭和63年	文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進	兵庫県	
柏原八幡神社	大正2年	国指定文化財	柏原八幡神社	
水分れ公園	昭和63年	本州一低い中央分水界・観光資源	丹波市	氷上
達身寺	明治44年	国指定文化財・県指定文化財	達身寺	
いそ部神社	昭和48年	市指定文化財	いそ部神社	
岩瀧寺溪谷	昭和49年	市指定文化財(名勝)	岩瀧寺	
丹波布*伝承館	平成10年	丹波布技術伝承、都市との交流活動	丹波市	青垣
俳人細見綾子生家	平成29年	細見綾子の顕彰、生家の保存		
青垣いきものふれあいの里	平成7年	自然とのふれあいの場の提供、生涯学習の推進		
丹波少年自然の家	昭和53年	自然の豊かさ、守ることの大切さ等を学ぶ	兵庫県/阪神丹波9市1町事務組合	
蘆田家住宅	平成18年	国登録文化財	個人	
常瀧寺の大イチョウ	平成14年	県指定文化財(天然記念物)	常瀧寺	
高源寺境内	昭和53年	市指定文化財(名勝)	高源寺	

施設名	登録年/ 建築年	文化財種別/設置目的等	管理主体	地域
黒井城跡	平成元年	国指定文化財（史跡）	丹波市	春日
日ヶ奥溪谷	昭和44年	市指定文化財（名勝）	多利区	
旧友井家住宅	昭和49年	国指定文化財	丹波市	山南
丹波竜化石工房ちーたんの館	平成22年	恐竜化石の保存、普及、教育活動		
旧上久下村宮上滝発電所記念館	平成20年	国登録有形文化財としての保護・保存		
山南ふるさと文化財の森センター	平成14年	檜皮葺き建造物の維持・保存・継承に係る技術者の養成		
薬草薬樹公園 丹波の湯	平成12年	薬草をテーマとした各種体験施設	丹波市/ 指定管理	
慧日寺	平成26年	国登録文化財	慧日寺	
石龕寺	昭和31年	国指定文化財・県指定文化財	石龕寺	
高座神社	平成30年	国指定文化財	高座神社	
狭宮神社	平成30年	県指定文化財	狭宮神社	
岩尾城跡	平成13年	県指定文化財（史跡）	和田財産区 他	
三ツ塚廃寺跡 （三ツ塚史跡公園）	昭和51年	国指定文化財（史跡）	丹波市	市島
西山酒造場	平成19年	国登録文化財	個人	
白毫寺	昭和45年	県指定文化財・市指定文化財	白毫寺	

【柏原の大ケヤキ（木の根橋）】



【黒井城跡からの日の出】



### 3. 丹波市民の文化芸術活動

本市では、様々な文化芸術活動が行われています。特に、伝統芸能や地域における文化芸術では、国や市から民俗文化財\*として指定されているものもあり、文化の保存という観点からも重要な活動が数多くあります。以下に、第1章5に記した「対象となる文化芸術の範囲」の8分野ごとに分類しています。

#### ○ 丹波市民の文化芸術活動（活動例）

分野	活動名	活動団体	
芸術	たんば青春俳句祭 田ステ女俳句ラリー*	丹波市俳句協会	
	丹波市音楽祭	丹波市音楽協会	
	童謡唱歌の祭典	日本の童謡・唱歌をひろめる会	
	定期演奏会	氷上吹奏楽団 丹波市少年少女合唱団 東小学校鼓笛隊 吉見小学校金管バンド	
	街角コンサート ふるさと音楽ひろば キン・コン・カン・コンサート	シューベルティアードたんば*実行委員会	
	著名アーティスト公演 ピアノ等クラシック系コンサート 人形劇・子ども向けコンサート ミュージカル公演	丹波市	
	丹波アートコンペティション*	丹波市展実行委員会	
	丹波市美術作家協会展	丹波市美術作家協会 丹波彫刻会	
	アート・クラフトフェスティバル*	アート・クラフトフェスティバル実行委員会	
	丹波の森ウッドクラフト展*	丹波の森ウッドクラフト展実行委員会	
	写真展	たんば写真クラブ 丹波写友会	
	定期公演 地域での公演	劇研椎の実 人情アマチュア劇団 丹波栗 劇団水彩パルチザン	
	丹波市民踊のつどい	丹波市郷土民踊保存協会	
	定期公演	藤間流藤有会（日舞） 青垣バレエスクール	
	メディア芸術	自主上映会	丹波市

分野	活動名	活動団体
伝統芸能	丹波市謡曲・仕舞・囃子大会	丹波市謡曲同好会
	丹波能楽囃子之会	上田江月会
	定期公演	甲賀流氷ノ川太鼓振興会
	地域での公演（ワークショップ※）	春日戦国太鼓 鴨庄っ子太鼓
芸能	落語会	丹波市
	丹波市文化協会総合文化祭	丹波市文化協会
	丹波文化団体交流会	丹波文化団体協議会
	アマチュアアーティスト育成支援事業※ （バンド・ピアノ・ダンス・和太鼓フェスタ）	アマチュアアーティスト育成支援事業実行委員会 オペレータークラブ ZERO-IV
	定期演奏会	日本民謡秀教会
生活文化	丹波市茶華道大会	丹波市茶華道連盟
	新春書初め展	丹波書の会
国民娯楽	将棋道場	丹波と金会

【劇研椎の実 定期公演】



【丹波の森公苑ホール】

【このまちとともに（丹波市の歌）】



【丹波市音楽協会】

【丹波市青少年少女合唱団 定期演奏会】



【春日文化ホール】

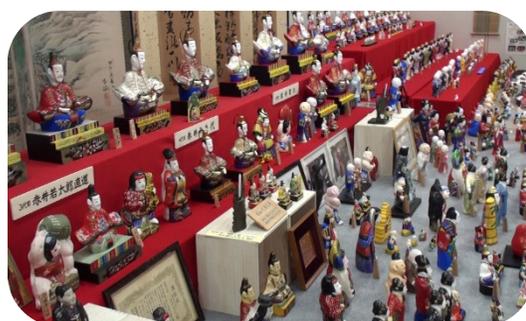
分野	活動名	活動団体
文化財等	大新屋新法師おどり（柏原・市指定無形民俗文化財）	大新屋新法師おどり保存会
	柏原おどり（柏原・市指定無形民俗文化財）	柏原おどり保存会
	南多田新発意おどり（柏原・市指定無形民俗文化財）	南多田新発意おどり保存会
	稲畑式三番叟（氷上・市指定無形民俗文化財）	稲畑式三番叟保存会
	稲畑人形 <sup>※</sup> 制作技術（氷上・市指定無形文化財）	稲畑人形保存会
	上新庄式三番叟（氷上・市指定無形民俗文化財）	上新庄式三番叟保存会
	佐野式三番叟（氷上・市指定無形民俗文化財）	佐野式三番叟保存会
	谷村新発意おどり（氷上・市指定無形民俗文化財）	谷村新発意おどり保存会
	中野奴行列（氷上・市指定無形民俗文化財）	中野奴行列保存会
	成松の造り物行事（氷上・市指定無形民俗文化財）	成松造り物保存会
	青垣の翁三番叟（青垣・国選択、県指定無形民俗文化財）	八幡神社祭礼保存会
	丹波布の技術保存（青垣・国選択無形文化財）	丹波布技術保存会
	熊野神社の裸祭（青垣・市指定無形民俗文化財）	熊野神社裸祭保存会
	稲塚風流神踊（春日・市指定無形民俗文化財）	稲塚風流神踊保存会
	青田大歳神社の神楽舞（山南・市指定無形民俗文化財）	青田神楽保存会
	応地の蛇ない（山南・市指定無形民俗文化財）	応地区
	常勝寺追儺式 鬼こそ（山南・市指定無形民俗文化財）	常勝寺
檜皮葺き建造物の維持・保存・継承に係る技術等（国選定保存技術）	檜皮採取技術者	
折杉神社の粥占神事（市島・市指定無形民俗文化財）	折杉神社氏子	
地域における文化芸術	織田まつり（柏原）	織田まつり実行委員会
	厄除まつり（柏原）	八幡神社
	愛宕祭（氷上）	愛宕祭実行委員会
	丹波八宿青垣の秋（青垣）	丹波八宿青垣の秋実行委員会
	黒井城まつり（春日）	黒井地区自治協議会
	石龕寺もみじ祭（山南）	石龕寺もみじ祭実行委員会
	竹田まつり（市島）	竹田祭奉賛会

【青垣の翁三番叟】



【八幡神社】

【稲畑人形のお雛祭り展】



【沼貫交流館】

## 4. 現状把握のための基礎調査（アンケート調査等）

### （1）市民意識調査等の結果

#### ① 調査概要

##### 調査の目的

本市では、「第2次丹波市総合計画（基本計画）」の施策目標である「地域の文化芸術を守り、育て、活かそう」の目標をさらに明確にするため、文化芸術の推進に関する具体的戦略をもった中長期的な方向性を示す「丹波市文化芸術推進基本計画」（令和2年度～令和11年度）の策定に際し、本市の文化や芸術について市民等の意向を把握することを目的にアンケートを実施しました。

##### 調査の種類と概要

アンケート	調査対象	調査期間	調査方法	配布・回収数
市民	18歳以上の市民 1,000人	平成30年 11月25日（日）～ 12月20日（木）	郵送配布 郵送回収	配布数：1,000 回収数：396 回収率：39.6%
新成人	新成人 610人	平成30年 11月25日（日）～ 平成31年 1月13日（日・祝）	郵送配布 成人式で回収	配布数：610 回収数：109 回収率：17.9%
高校生	本市の高校（3校） 在校の1～3年生 1,281人	平成30年 11月21日（水）～ 12月21日（金）	各高校での 直接配布 直接回収	配布数：1,281 回収数：1,237 回収率：96.6%
団体	本市で文化芸術活動 等に取り組む団体 38団体	平成30年 11月25日（日）～ 12月20日（木）	郵送配布 郵送回収 （一部手渡し）	配布数：38 回収数：27 回収率：71.1%
施設利用者	本市の文化芸術施設 の利用者	平成30年 11月25日（日）～ 12月20日（木）	各施設での 直接配布 直接回収	13施設で配布 回収数：106

##### 調査結果の表示方法

集計区分ごとの集計母数は、グラフ中に「N=\*\*\*」と表記しています。

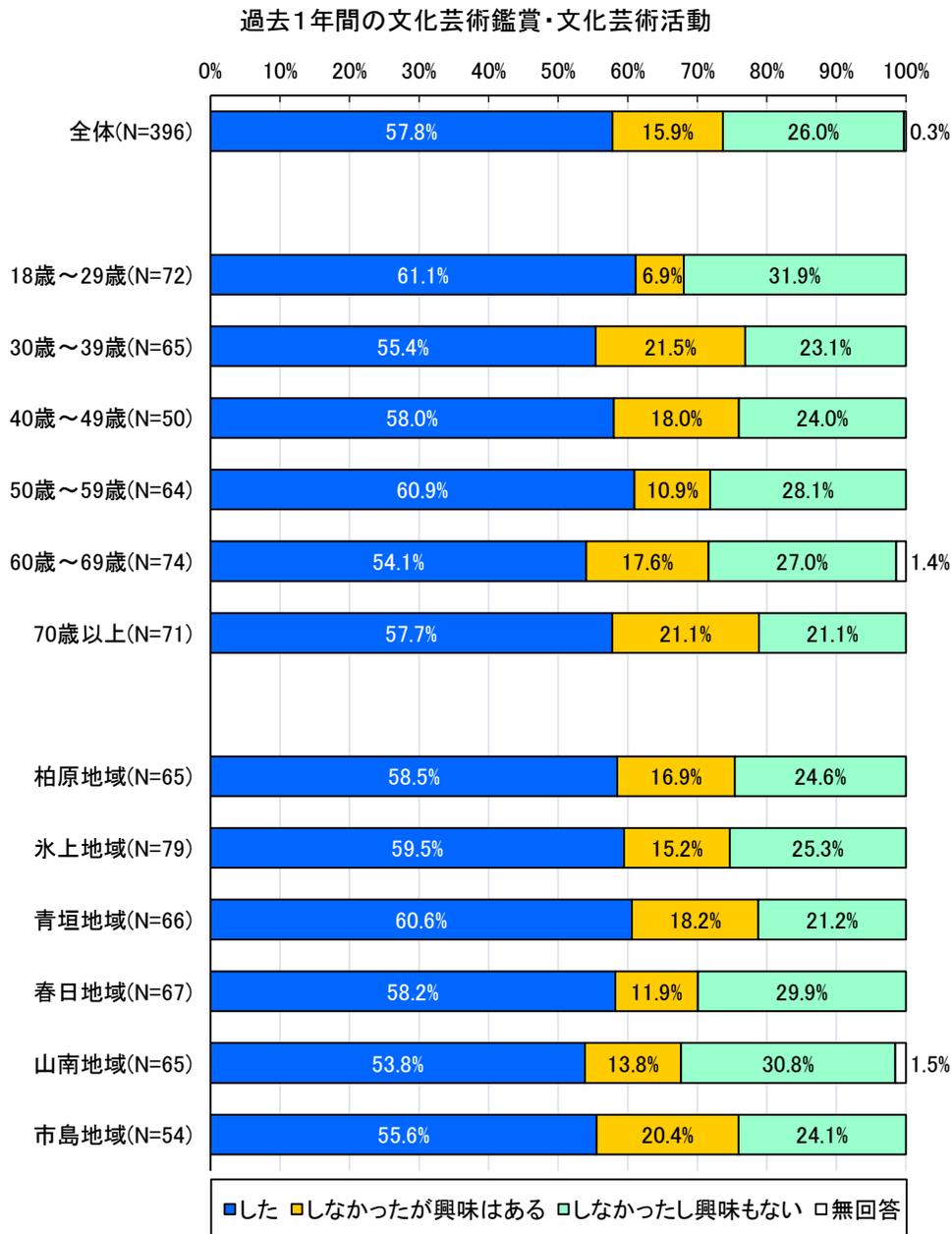
集計結果の百分率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入した値を表記しているため、選択肢ごとの構成比の合計が100.0%にならない場合があります。

クロス集計の表では、同一区分の中で最も多い数値を橙色・太字で表示しています。

② 調査結果

過去1年間の文化芸術鑑賞・文化芸術活動

過去1年間の文化芸術鑑賞・文化芸術活動をみると、何らかの鑑賞・活動を「した」が57.8%、「しなかったが興味はある」が15.9%、「しなかったし興味もない」が26.0%となっています。



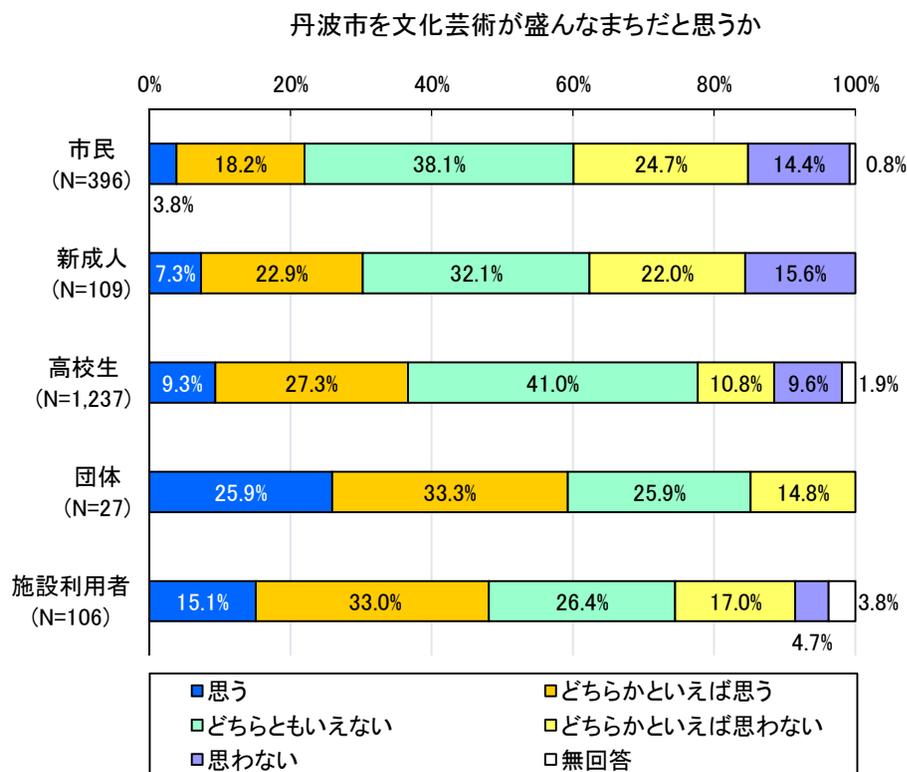
【市民アンケート 問7】

<参考データ>

- ・内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成21年11月)  
鑑賞:した(62.8%)、しなかった(37.2%) 活動:した(23.9%)、しなかった(76.1%)
- ・兵庫県「県民モニター第3回アンケート調査」(平成25年9月～10月)  
鑑賞:した(91.4%)、しなかった(8.6%) 活動:した(43.6%)、しなかった(56.4%)

丹波市を文化芸術の盛んなまちだと思うか

丹波市を文化芸術の盛んなまちだと思うかについて、「市民」「新成人」「高校生」「団体」「施設利用者」を比較すると、「団体」が25.9%で最も多く、次いで「施設利用者」(15.1%)、「高校生」(9.3%)となっています。



【丹波市文化協会総合文化祭】



【春日文化ホール】

【市民アンケート 問11】

【新成人アンケート 問5】

【高校生アンケート 問7】

【団体アンケート 問7】

【施設利用者アンケート 問5】

【神戸まつり～おまつりパレード～】



【丹波市郷土民踊保存協会】

文化芸術が盛んだと思わない理由

文化芸術が盛んだと思わない理由をみると、「文化的な公演やイベント等を鑑賞する機会が少ない」が54.8%で最も多く、次いで「文化芸術活動についての情報が少ない」(49.0%)、「子ども・若い世代が文化芸術に深く関わっていない」(45.2%)となっています。

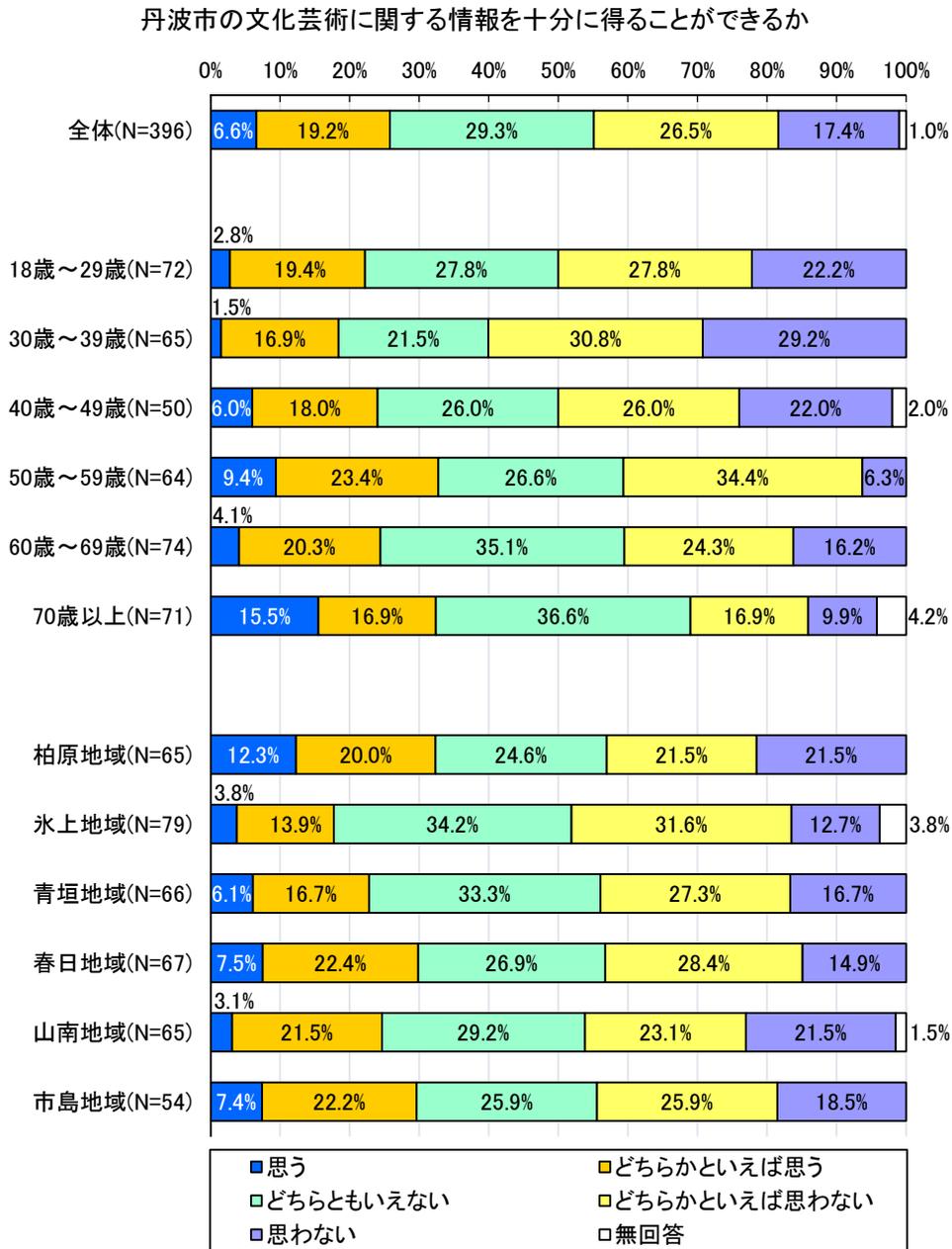
文化芸術が盛んだと思わない理由(複数回答)

	有効回答数	文化的な公演やイベント等を鑑賞する機会が少ない	市民・団体による文化芸術活動が活発でない	文化芸術活動についての情報が少ない	文化芸術活動に対して行政や民間の支援が充実していない	文化芸術活動を開催するホール・美術館等の施設が充実していない	国内外の文化芸術を通じた交流が活発でない	子ども・若い世代が文化芸術に深く関わっていない	文化財・街なみ等が保存・活用されていない	地域の伝統芸能が保存・継承されていない	その他	
全体	155	54.8%	27.1%	49.0%	21.3%	24.5%	13.5%	45.2%	20.0%	12.3%	4.5%	
年齢別	18歳～29歳	28	39.3%	17.9%	46.4%	21.4%	21.4%	14.3%	64.3%	10.7%	7.1%	3.6%
	30歳～39歳	29	55.2%	20.7%	48.3%	17.2%	48.3%	13.8%	51.7%	24.1%	13.8%	0.0%
	40歳～49歳	22	63.6%	22.7%	50.0%	9.1%	18.2%	18.2%	31.8%	22.7%	4.5%	13.6%
	50歳～59歳	27	51.9%	33.3%	48.1%	18.5%	29.6%	3.7%	33.3%	14.8%	18.5%	7.4%
	60歳～69歳	27	55.6%	33.3%	63.0%	33.3%	18.5%	14.8%	51.9%	22.2%	11.1%	0.0%
	70歳以上	22	68.2%	36.4%	36.4%	27.3%	4.5%	18.2%	31.8%	27.3%	18.2%	4.5%
地域別	柏原地域	26	34.6%	15.4%	53.8%	15.4%	23.1%	7.7%	42.3%	15.4%	3.8%	3.8%
	氷上地域	33	60.6%	27.3%	42.4%	33.3%	27.3%	15.2%	45.5%	21.2%	12.1%	3.0%
	青垣地域	26	46.2%	34.6%	50.0%	19.2%	23.1%	19.2%	42.3%	23.1%	26.9%	11.5%
	春日地域	25	68.0%	28.0%	52.0%	4.0%	12.0%	12.0%	56.0%	16.0%	8.0%	0.0%
	山南地域	27	63.0%	25.9%	48.1%	22.2%	37.0%	7.4%	40.7%	22.2%	7.4%	7.4%
	市島地域	18	55.6%	33.3%	50.0%	33.3%	22.2%	22.2%	44.4%	22.2%	16.7%	0.0%

【市民アンケート 問13】

丹波市の文化芸術に関する情報を十分に得ることができるか

丹波市の文化芸術に関する情報を十分に得ることができるかをみると、「どちらともいえない」が29.3%で最も多く、次いで「どちらかといえば思わない」(26.5%)、「どちらかといえば思う」(19.2%)となっています。



【市民アンケート 問14】

丹波市の文化芸術に関する情報源

丹波市の文化芸術に関する情報源をみると、「市の広報紙・防災行政無線」が55.8%で最も多く、次いで「チラシ・ポスター」(39.4%)、「家族・友人・知人からの口コミ」「新聞・書籍・雑誌」(ともに29.0%)となっています。また、「特に何かからも得ていない」は13.4%となっています。

丹波市の文化芸術に関する情報源(複数回答)

		有効回答数	新聞・書籍・雑誌	市の広報紙・防災行政無線	タウン誌・フリーペーパー	チラシ・ポスター	テレビ・ラジオ	地域のウェブサイトを(丹波市等が発信)	全国的なウェブサイト(東京等から発信)	SNS (Facebook・LINE・ブログ等)	公共施設等の窓口	家族・友人・知人からの口コミ	その他	特に何かからも得ていない
全体		396	29.0%	55.8%	6.6%	39.4%	4.8%	8.8%	0.5%	11.1%	11.1%	29.0%	0.8%	13.4%
年齢別	18歳～29歳	72	18.1%	29.2%	6.9%	27.8%	1.4%	2.8%	1.4%	20.8%	9.7%	31.9%	2.8%	22.2%
	30歳～39歳	65	15.4%	41.5%	6.2%	35.4%	9.2%	12.3%	0.0%	23.1%	4.6%	38.5%	0.0%	23.1%
	40歳～49歳	50	24.0%	66.0%	4.0%	38.0%	2.0%	16.0%	0.0%	18.0%	14.0%	26.0%	2.0%	18.0%
	50歳～59歳	64	35.9%	68.8%	15.6%	42.2%	4.7%	12.5%	0.0%	6.3%	15.6%	18.8%	0.0%	6.3%
	60歳～69歳	74	37.8%	64.9%	1.4%	44.6%	6.8%	6.8%	0.0%	1.4%	12.2%	31.1%	0.0%	5.4%
	70歳以上	71	40.8%	67.6%	5.6%	47.9%	4.2%	5.6%	1.4%	0.0%	11.3%	26.8%	0.0%	7.0%
地域別	柏原地域	65	44.6%	52.3%	3.1%	47.7%	3.1%	9.2%	1.5%	4.6%	7.7%	30.8%	1.5%	10.8%
	氷上地域	79	30.4%	55.7%	6.3%	40.5%	7.6%	7.6%	0.0%	17.7%	7.6%	38.0%	0.0%	13.9%
	青垣地域	66	24.2%	53.0%	9.1%	42.4%	9.1%	10.6%	0.0%	7.6%	19.7%	28.8%	0.0%	12.1%
	春日地域	67	31.3%	61.2%	7.5%	32.8%	1.5%	7.5%	0.0%	9.0%	14.9%	19.4%	0.0%	11.9%
	山南地域	65	21.5%	63.1%	1.5%	27.7%	1.5%	13.8%	0.0%	16.9%	9.2%	29.2%	1.5%	13.8%
	市島地域	54	20.4%	48.1%	13.0%	46.3%	5.6%	3.7%	1.9%	9.3%	7.4%	25.9%	1.9%	18.5%

【市民アンケート 問15】

大切にしたい丹波市の文化的な資源

大切にしたい丹波市の文化的な資源をみると、「伝統文化」が56.3%で最も多く、次いで「景観」(50.8%)、「文化行事」(43.4%)となっています。また、「特に大切にしたい文化的資源はない」は6.8%となっています。

大切にしたい丹波市の文化的な資源(複数回答)

		有効回答数	文化行事 (展覧会・イベント等)	文化施設 (ホール・美術館等)	人材 (芸術家・文化人等)	国際交流 (多文化交流イベント等)	市民・文化団体 (美術・合唱・写真等)	文化財 (歴史的な建物・美術工芸品等)	伝統文化 (地域の祭り・行事・芸能等)	景観 (自然環境・街なみ等)	その他	特に大切にしたい文化的資源はない
全体		396	43.4%	32.8%	23.7%	9.6%	18.4%	38.9%	56.3%	50.8%	1.5%	6.8%
年齢別	18歳～29歳	72	34.7%	30.6%	16.7%	6.9%	8.3%	31.9%	56.9%	56.9%	1.4%	8.3%
	30歳～39歳	65	50.8%	33.8%	35.4%	23.1%	26.2%	33.8%	61.5%	47.7%	3.1%	6.2%
	40歳～49歳	50	44.0%	28.0%	28.0%	4.0%	16.0%	48.0%	58.0%	52.0%	0.0%	8.0%
	50歳～59歳	64	39.1%	29.7%	25.0%	14.1%	21.9%	43.8%	48.4%	56.3%	0.0%	6.3%
	60歳～69歳	74	44.6%	36.5%	21.6%	4.1%	18.9%	39.2%	55.4%	52.7%	4.1%	9.5%
	70歳以上	71	47.9%	36.6%	18.3%	5.6%	19.7%	39.4%	57.7%	39.4%	0.0%	2.8%
地域別	柏原地域	65	43.1%	38.5%	21.5%	6.2%	24.6%	44.6%	56.9%	50.8%	1.5%	4.6%
	氷上地域	79	36.7%	27.8%	17.7%	12.7%	16.5%	39.2%	55.7%	58.2%	0.0%	11.4%
	青垣地域	66	45.5%	30.3%	27.3%	9.1%	22.7%	40.9%	56.1%	50.0%	3.0%	3.0%
	春日地域	67	47.8%	38.8%	26.9%	7.5%	16.4%	37.3%	59.7%	50.7%	3.0%	4.5%
	山南地域	65	40.0%	27.7%	27.7%	9.2%	16.9%	38.5%	66.2%	44.6%	0.0%	7.7%
	市島地域	54	50.0%	35.2%	22.2%	13.0%	13.0%	31.5%	40.7%	48.1%	1.9%	9.3%

【市民アンケート 問18】

【竹田まつり (九社まつり)】



【織田まつり 武者行列】



文化的環境を充実させるまちづくりを推進するために必要なこと

文化的環境を充実させるまちづくりを推進するために必要なことをみると、「子ども・若い世代が文化芸術に親しむ機会」が56.6%で最も多く、次いで「地域の伝統芸能・祭り等の保存や継承」(42.9%)、「歴史的価値のある文化財の保存や活用」(32.8%)となっています。また、「特に必要だと思うことはない」は5.8%となっています。

文化的環境を充実させるまちづくりを推進するために必要なこと(5つ以内で複数回答)

		有効回答数	ホール・美術館等の文化施設の整備・維持	展覧会・芸術祭等の文化事業の充実	地域の伝統芸能・祭り等の保存や継承	歴史的価値のある文化財の保存や活用	市民・文化団体等の活動	指導者・講師の積極的な活用	子ども・若い世代が文化芸術に親しむ機会	文化芸術に関する情報の提供	国内外との文化芸術交流	高齢者・障がい者・入院患者等が文化芸術に触れやすい環境	2020年オリンピック・パラリンピック等の広範な動向への対応	その他	特に必要だと思うことはない
全体		396	30.8%	25.3%	42.9%	32.8%	20.5%	19.2%	56.6%	18.4%	8.1%	25.0%	7.3%	2.0%	5.8%
年齢別	18歳～29歳	72	29.2%	15.3%	47.2%	29.2%	8.3%	5.6%	56.9%	13.9%	8.5%	19.4%	6.9%	2.8%	8.3%
	30歳～39歳	65	35.4%	18.5%	38.5%	26.2%	23.1%	43.1%	73.8%	18.5%	18.5%	21.5%	12.3%	1.5%	4.6%
	40歳～49歳	50	26.0%	28.0%	44.0%	30.0%	10.0%	10.0%	62.0%	30.0%	4.0%	26.0%	10.0%	0.0%	6.0%
	50歳～59歳	64	34.4%	32.8%	39.1%	34.4%	23.4%	20.3%	51.6%	21.9%	7.8%	21.9%	6.3%	3.1%	7.8%
	60歳～69歳	74	28.4%	29.7%	43.2%	37.8%	29.7%	13.5%	55.4%	16.2%	6.8%	27.0%	5.4%	2.7%	5.4%
	70歳以上	71	31.0%	28.2%	45.1%	38.0%	25.4%	22.5%	42.3%	14.1%	2.8%	33.8%	4.2%	1.4%	2.8%
地域別	柏原地域	65	26.2%	36.9%	41.5%	36.9%	23.1%	13.8%	44.6%	18.5%	3.1%	23.1%	4.6%	6.2%	6.2%
	氷上地域	79	32.9%	20.3%	51.9%	38.0%	20.3%	16.5%	64.6%	13.9%	7.6%	16.5%	3.8%	0.0%	3.8%
	青垣地域	66	31.8%	25.8%	48.5%	36.4%	24.2%	28.8%	54.5%	18.2%	9.1%	27.3%	3.0%	3.0%	3.1%
	春日地域	67	40.3%	25.4%	44.8%	32.8%	16.4%	17.9%	59.7%	16.4%	10.4%	28.4%	7.5%	0.0%	7.5%
	山南地域	65	29.2%	18.5%	40.0%	27.7%	21.5%	18.5%	63.1%	16.9%	4.6%	26.2%	15.4%	0.0%	3.1%
	市島地域	54	22.2%	25.9%	25.9%	22.2%	16.7%	20.4%	50.0%	29.6%	14.8%	31.5%	11.1%	3.7%	9.3%

【親子で楽しむ人形劇】

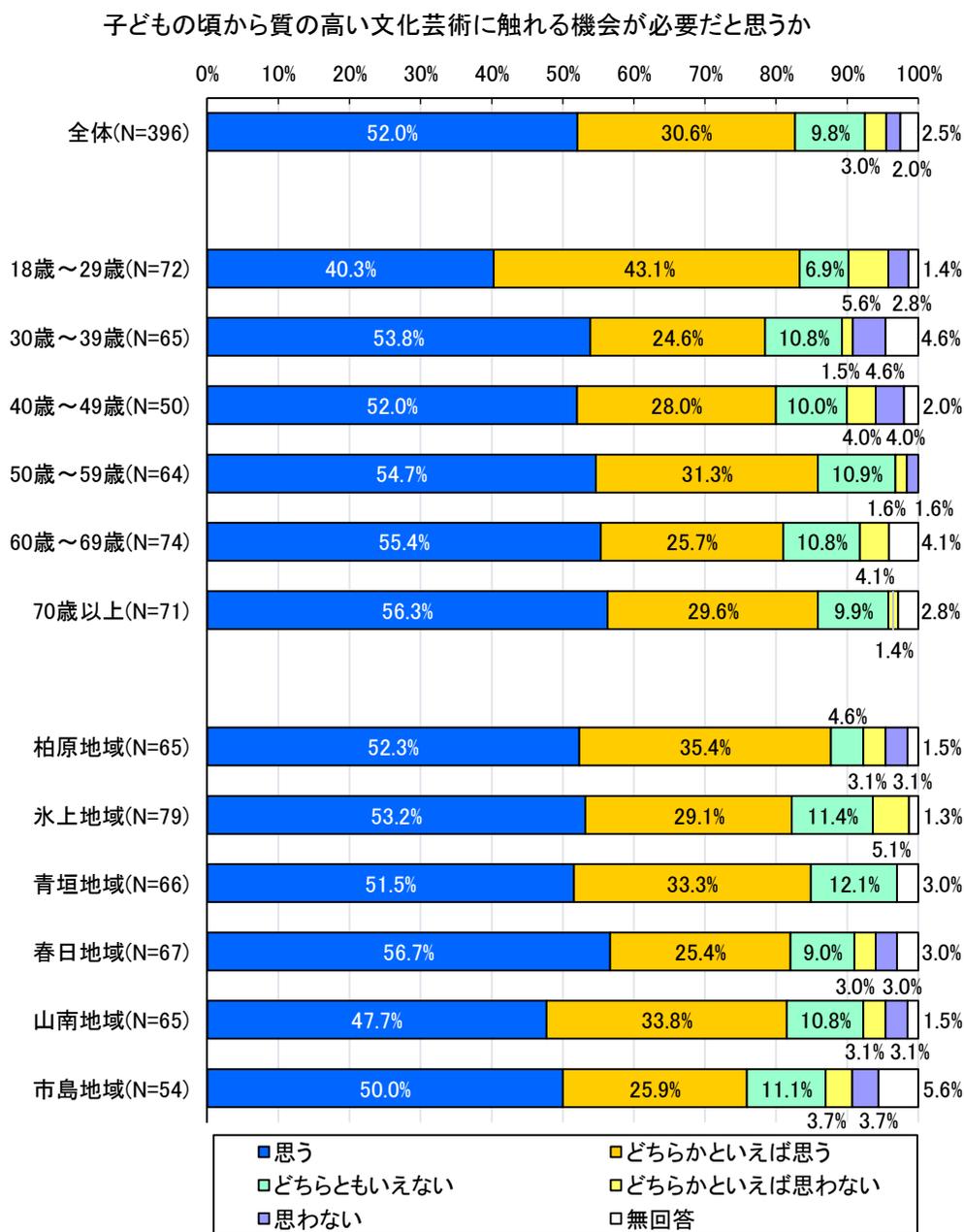
【市民アンケート 問20】



【ライフピアいちじまアートサロン】

子どもの頃（幼児期）から質の高い文化芸術に触れる機会が必要だと思うか

子どもの頃から質の高い文化芸術に触れる機会が必要だと思うかをみると、「思う」が52.0%で最も多く、次いで「どちらかといえば思う」（30.6%）、「どちらともいえない」（9.8%）となっています。



【0歳からのコンサート】

【市民アンケート 問24】



【ライフピアいちじま大ホール】

子どもが文化芸術に親しむために必要な取組

子どもが文化芸術に親しむために必要な取組をみると、「学校における鑑賞体験の充実」が59.8%で最も多く、次いで「親子や家族と一緒に鑑賞・体験し、感想を話し合える機会の充実」(42.4%)、「地域の文化施設における子ども向けの鑑賞体験の充実」(37.9%)となっています。

子どもが文化芸術に親しむために必要な取組(5つ以内で複数回答)

		有効回答数	学校における鑑賞体験の充実 (芸術家による公演等)	学校における創作体験の充実 (子どもによる演劇等)	習い事の機会の充実 (音楽・舞踊・茶道・華道・書道等)	地域の文化施設における子ども向けの鑑賞体験の充実 (ホール・美術館等)	地域での文化行事への参加機会の提供 (イベント・芸術祭等)	親子や家族と一緒に鑑賞・体験し、感想を話し合える機会の充実	子ども向けの文化芸術活動の情報提供の充実	文化芸術活動を教える指導者の育成	文化財について学習する機会の充実 (歴史的な建物・遺跡等)	地域の伝統文化を体験する機会の提供 (伝統芸能・祭り等)	その他	特に必要だと思わない取組はない
全体		396	59.8%	36.6%	24.5%	37.9%	34.6%	42.4%	23.5%	13.9%	24.0%	29.5%	1.5%	3.8%
年齢別	18歳～29歳	72	61.1%	44.4%	22.2%	34.7%	31.9%	18.1%	20.8%	11.1%	25.0%	36.1%	1.4%	4.2%
	30歳～39歳	65	60.0%	50.8%	33.8%	46.2%	33.8%	58.5%	32.3%	16.9%	24.6%	24.6%	0.0%	3.1%
	40歳～49歳	50	64.0%	38.0%	22.0%	32.0%	32.0%	38.0%	30.0%	12.0%	12.0%	22.0%	4.0%	6.0%
	50歳～59歳	64	65.6%	32.8%	23.4%	43.8%	31.3%	42.2%	21.9%	14.1%	20.3%	18.8%	1.6%	3.1%
	60歳～69歳	74	58.1%	27.0%	18.9%	47.3%	32.4%	55.4%	23.0%	16.2%	27.0%	32.4%	0.0%	5.4%
	70歳以上	71	52.1%	28.2%	26.8%	22.5%	45.1%	42.3%	15.5%	12.7%	31.0%	39.4%	2.8%	1.4%
地域別	柏原地域	65	66.2%	35.4%	21.5%	35.4%	33.8%	47.7%	18.5%	15.4%	27.7%	24.6%	4.6%	3.1%
	氷上地域	79	63.3%	43.0%	21.5%	39.2%	30.4%	38.0%	25.3%	13.9%	29.1%	27.8%	0.0%	1.3%
	青垣地域	66	59.1%	45.5%	25.8%	34.8%	45.5%	48.5%	25.8%	15.2%	22.7%	27.3%	1.5%	1.5%
	春日地域	67	62.7%	35.8%	31.3%	31.3%	37.3%	40.3%	25.4%	16.4%	17.9%	35.8%	0.0%	6.0%
	山南地域	65	52.3%	27.7%	26.2%	46.2%	32.3%	40.0%	24.6%	12.3%	26.2%	33.8%	1.5%	6.2%
	市島地域	54	53.7%	29.6%	20.4%	40.7%	27.8%	40.7%	20.4%	9.3%	18.5%	27.8%	1.9%	5.6%

【市民アンケート 問26】

【ブラック・ボトム・プラス・バンド 音楽ワークショップ】



【氷上中学校吹奏楽部】

## 5年前と比べた活動の状況

5年前と比べた活動の状況をみると、「やや活発になった」「5年前とほぼ変わらない」がともに8件で最も多く、次いで「活発になった」(6件)となっています。

5年前と比べた活動の状況

活動状況	回答数	構成比
活発になった	6	22.2%
やや活発になった	8	29.6%
5年前とほぼ変わらない	8	29.6%
やや活発でなくなった	4	14.8%
活発でなくなった	1	3.7%
無回答	0	0.0%
合計	27	100.0%

【団体アンケート 問3】

## 文化芸術活動の問題や課題

文化芸術活動の問題や課題をみると、「活動を支える人材」が18件で最も多く、次いで「地域住民の参加」(14件)、活動費用(9件)となっています。また、「特に課題はない」は2件となっています。

文化芸術活動の問題や課題(複数回答)

文化芸術活動の問題や課題	回答数	構成比
地域住民の参加	14	51.9%
活動を支える人材	18	66.7%
活動費用	9	33.3%
活動拠点が無い	7	25.9%
情報の収集・発信	3	11.1%
活動の質の向上	7	25.9%
団体間の交流	1	3.7%
その他	0	0.0%
特に課題はない	2	7.4%
有効回答数	27	100.0%

【団体アンケート 問4】

## (2) 文化芸術視察研修の実施

### 1) 目的

本計画の策定及び本市の文化芸術の推進にあたり、神戸大学大学院の藤野教授とゼミの学生による文化芸術視察研修を実施しました。研修では、市内の文化芸術活動等を自ら学び、本計画の策定に活かしています。

### 2) 参加者（敬称略）

神戸大学大学院国際文化学研究科教授	藤野一夫（会長）
神戸大学大学院国際文化学研究科1年	3名（稲尾侑紀、川縁芽偉子、前田紗希）
神戸大学国際文化学部4年	3名（土田菜津美、中村優花、山内美侑）
丹波市職員	4名（文化・スポーツ課、文化財課）

### 3) 開催日時

平成30年9月28日（金）～9月29日（土）

### 4) 視察研修実施対象施設等

地域	研修実施対象施設・内容等
山南地域	旧上久下村営上滝発電所記念館、檜皮葺き建造物の維持・保存・継承に係る技術者の養成、鬼こそ、ちーたんの館、川代公園
青垣地域	俳人細見綾子生家、丹波布の技術保存
春日地域	黒井城跡、春日文化ホール、春日歴史民俗資料館
市島地域	白毫寺（太鼓橋・九尺ふじ）、三ツ塚史跡公園、ライフピアいちじま大ホール、文化ホールイベント（バンド・ピアノ・ダンス・和太鼓）
氷上地域	稲畑人形制作技術、水分れ資料館、植野記念美術館
柏原地域	柏原藩陣屋跡・長屋門、田ステ女記念館、大ケヤキ（木の根橋）

### 5) スケジュール

1日目（平成30年9月28日）	
10:00～	旧上久下村営上滝発電所記念館見学（村上茂氏）
13:00～	山南ふるさと文化財の森センター見学（檜皮葺き建造物の維持・保存・継承：村上英明氏）
15:30～	香陽館～交流館見学（稲畑人形制作技術：赤井君江氏）
18:00～	夕食交流会・関西大学佐治スタジオ
2日目（平成30年9月29日）	
8:30～	衣川邸見学（出町 慎氏）
10:00～	丹波布伝承館見学（丹波布の技術保存）
13:00～	白毫寺見学（太鼓橋、九尺ふじ）

## 6) 丹波市を外から見た視点 ～文化芸術視察研修のまとめ～

## ○文化芸術の定義づけ

文化芸術という言葉の定義づけとして、“少し高尚なもの”というイメージを持たれている人が多いと思いますが、私たちは視察研修を通じ、丹波市における文化芸術の定義づけを「生活文化に根差したもの」としました。

## ○丹波市が持つポテンシャル

丹波市には、歴史や文化財が数多く残っていること、また、公園や施設等も多くあることから、様々な取組や事業を開催することができる“ポテンシャルが非常に高いまち”であると感じました。

地域の歴史がそこに住む人たちの身体に馴染んでいるかどうかといったことも大切です。外部へのアピールよりも、「そこに暮らす人たちのためのもの」という視点をもつ必要があります。

## ○人づくりとまちづくり

稲畑人形の制作者「赤井先生」のように、教育面でも、稲畑人形を教材として子どもたちに教える等、積極的な活動をされている方が地域で活躍されています。また、檜皮葺きの技術や丹波布の技術育成システム等、かなり活用されていますが、後継者の育成という課題を肌で感じました。

稲畑人形等、小さい頃に自分が暮らす地域について様々なことを感じ取って育った子どもは、その地域に愛着を抱くようになり、成長してからも、その地域と自分はどう関わり生きていくのかを考えることができるようになるのではないかと思います。

## ○丹波市民のための文化芸術、市民の意識

和太鼓やダンスフェスタ等、市民が様々な文化芸術に関わる機会が多いのですが、活動者自らが自分たちの活動を“文化芸術である”という認識を持ち、活動をされているのかについて、次回の市民意識調査では必要ではないかと感じました。

## ○人里としての美しさ・色・懐かしさ

丹波市の持つ景色の移り変わりの美しさ、都会にはない景色の懐かしさに私たちは感動しました。丹波の人が地元の良さをどれくらいわかっているのだろうか、発見しているのだろうか。桜や藤、花菖蒲等、季節と共に色が移り変わっていくことを知り、それらは都会にはなかなか無い色で、今後も大切にしたいと感じました。

## ○今後の展開への願い

私たちは視察研修をしたことで、丹波市の文化芸術に関する現状と課題を学ぶことが出来ました。

文化芸術は、人の心を育てるもの。丹波に住む子どもからお年寄りまですべての人が、積極的に文化芸術に携わり、そのことによって、丹波という地域と関わりながら生きていこうとする人が増え、丹波がますます活性化していきます。

真珠が少しずつ育てられてその結晶ができるように、丹波での暮らし、そこで暮らす人への「まごころ」、丹波という地への「まごころ」を文化芸術が育て、将来的に丹波の未来を考え、切り開いていく人を育てていきます。

人々の生活の中での文化芸術というものは、ささやかに、日々の暮らしに寄り添って存在するものであって欲しいと心から願っております。

## 5. 基礎調査等からの課題の抽出

アンケート調査や審議会・庁内検討会議等での意見を踏まえ、本市の文化芸術推進における課題を整理していく中で、本市では大きく分けて、以下の4つの課題があると考えられます。

### (1) 鑑賞者・体験者に関すること

多様な文化芸術がある本市において、「生活の中での優先順位が低い」「興味・関心がない」ということが課題となっています。さらに、自分の住んでいる地域の文化芸術をあまり知らないということがあるため、市民自らが本市の文化芸術の魅力に気づく必要があります。

### (2) 活動者に関すること

文化芸術の活動者においては、後継者・人材不足が喫緊の課題となっています。また、人口減少等により、その後継者がますます減少することが予想されます。今後は、文化芸術活動の魅力を発信し、後継者を育成する必要があります。

### (3) 子どもに関すること

市民アンケート調査の結果では、子どもの頃から質の高い文化芸術に触れる機会が重要と考えており、現状の鑑賞・体験では、不十分であるということが課題となっています。子どもの文化芸術に触れる機会とともに、親子で体験できる機会の充実を図る必要があります。

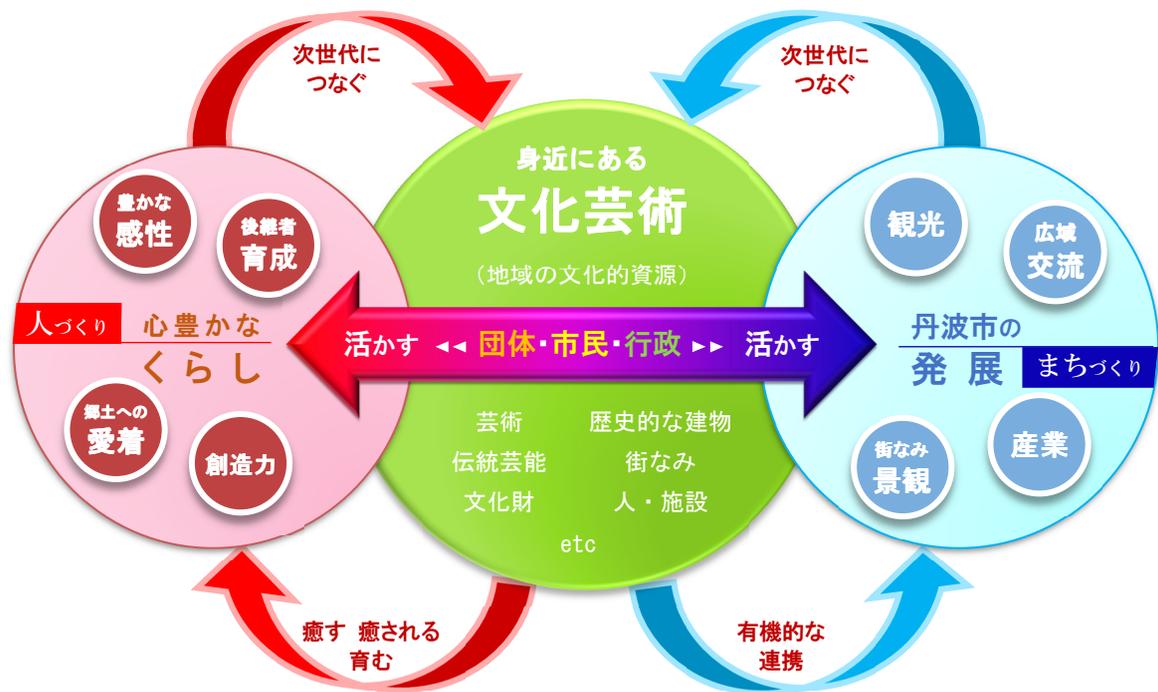
### (4) 活用に関すること

本市には伝統芸能・伝統文化・文化財が豊かにありますが、中には保存や継承が不十分なものがあります。今後は、情報発信を充実させ、多くの人に伝統芸能・伝統文化・文化財を知ってもらい、保存や継承のみならず、活用する機運を高める必要があります。

## 1. 基本理念

本市における文化芸術の推進のために、本計画の基本理念を次の通り掲げます。

## 多様な文化芸術を活かした次世代の 人づくり・まちづくり



## 【基本理念・計画のスキームについて】

丹波市の多様な文化芸術は一朝一夕にできたものではなく、私たちの先人が長い歴史や暮らしの中で大切に育み、現在に引き継がれています。

文化芸術には、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心の繋がりや多様性を受け入れることができる、心豊かな社会を形成する力があります。私たちには、この文化芸術をさらに発展させ、次世代へ引き継いでいく責務があります。

本計画における「文化芸術」という言葉は、芸術・伝統芸能・文化財・歴史的な建物・街なみ、また、文化芸術を支える人や、基盤となる文化ホールなど、非常に幅広い意味で使っております。

この多様な文化芸術を活かしていく主体は、「市民」「団体」「行政」で、この文化芸術を活かしていくためには、大きく分けて2つの方向があります。

1つは、文化芸術を人づくりに活かしていく方向と、もう1つは、まちづくりに活かしていく方向です。

まず、左側の人づくりや心豊かな暮らしに活かしていくことについては、3つの基本目標があります。

- 1つ目は、市民の皆さんが文化芸術に親しみ、心を癒し、「豊かな感性」を育む等、暮らしの中で活かしていくということ。
- 2つ目は、文化芸術活動そのものを楽しみ、また、「後継者の育成」等に活かしていくということ。
- 3つ目は、文化芸術を活かし、将来を担う子どもたちの「郷土への愛着」「創造力」を育むということです。

一方、右側は文化芸術を地域資源としてとらえ、まちづくりに活かしていくことです。文化芸術を「観光」「広域交流」、そして「街なみなどの景観」「産業」等、「まちづくり」や本市の「発展」そのものに活かしていくというもので、今後、この方向性が益々重要になります。

このように、本市の身近な暮らしの中にある“今ある・今している”多様な文化芸術を活かしていくことで、次世代の人づくり・まちづくりに繋げていきます。

## 2. 施策体系

基本的な考え方： **今**あるもの、**今**していることを**活**かしていく

### 基本理念

多様な文化芸術を活かした次世代の人づくり・まちづくり

人づくり

鑑賞者・体験者に関すること

基本目標1

文化芸術の鑑賞・体験ができる機会の充実を図る

幅広い市民が癒される・楽しむ

活動者に関すること

基本目標2

文化芸術活動が活発に行える環境の整備を行う

活動者が癒す・活力を生み出す・楽しむ

子どもに関すること

基本目標3

子どもたちが多様な文化芸術に触れる機会を増やす

子どもたちを育む

まちづくり

活用に関すること

基本目標4

観光・まちづくり等への有機的な連携を進める

文化芸術を活かす

## ＜各基本目標に対する基本方針＞

①気軽に文化芸術の鑑賞・体験ができる機会の充実を図る。

②市民自らが丹波市の文化芸術の良さを再認識する。

③県と市の連携を進める。

④文化芸術の広域交流を進める。

①文化芸術活動を行う後継者の育成を行う。

②文化芸術活動への参加促進を図る。

③団体同士の連携・協調を行う。

④文化芸術を担う若手の芸術家の発掘・育成を行う。

⑤市の中心地域に文化芸術の鑑賞・活動を行うことができる施設の整備を図る。

⑥丹波市（県を含む）ならではの舞台芸術等に磨きをかける。

①普段の生活の中で、子どもたちの記憶に残るような文化芸術鑑賞・活動を行う。

②学校教育で、優れた文化芸術に身近に触れ、感じる力（まごころ・愛着・想像力・創造力）を育む。

③子育ての過程で、親子で文化芸術に親しむために取組を進める。

①伝統芸能・伝統文化等の保存・継承・活用を行う。

②文化財（技術を含む）の保存・継承・活用を行う。

③文化的資源を新たに発掘・活用する。

④情報発信を積極的に行う。

## ＜10年後の将来像＞

### 鑑賞者・体験者に関すること

文化芸術の鑑賞・体験ができる機会の充実が図られ、「行ってみて良かった」「良い時間が過ごせた」「心が安らいだ」と思えるような、心豊かで充実した生活を営んでいる。

### 活動者に関すること

文化芸術活動が活発に行える環境整備が進んでおり、文化芸術による交流を通し、文化芸術に携わる人が増えている。また、文化芸術サロン（交流の場）ができ、若手の芸術家が少しずつ育成され活躍している。

### 子どもに関すること

子どもたちの記憶に残るような文化芸術に触れる機会が増えたことにより、豊かな「感性」や「情操」を育むとともに、生まれ育った郷土への愛着が少しずつ醸成されている。

### 活用に関すること

文化芸術に関わる人たちが一つの輪ができ、「住みたい」「育てたい」と思えるような魅力ある楽しいまちになっている。また、少しずつ交流人口が増え、祭り等の伝統文化や歴史的な街なみが活用されている。

# 1. 基本目標1 文化芸術の鑑賞・体験ができる機会の充実を図る

基本方針① 気軽に文化芸術の鑑賞・体験ができる機会の充実を図る。

## (1) 現状と課題・展開

### ● 文化芸術の鑑賞・体験への「最初の一步」

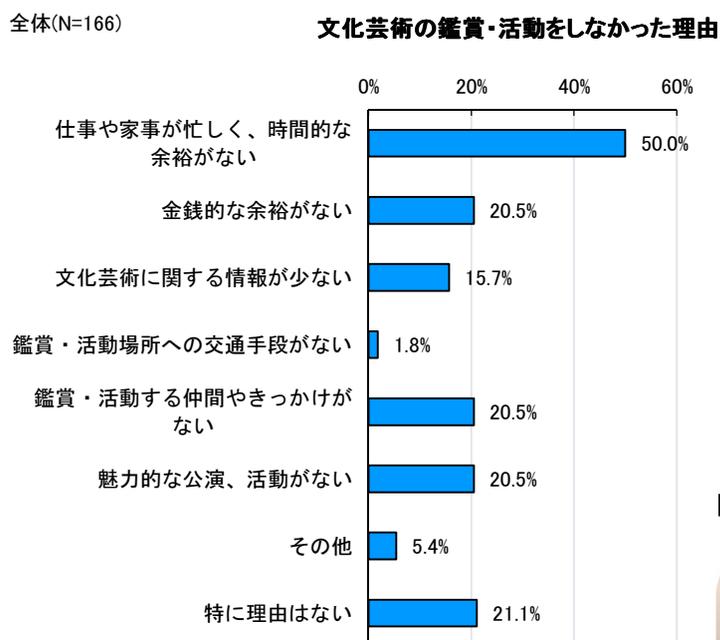
文化芸術の鑑賞・体験に対して、「生活の中での優先順位が低いこと」「自分とは違う世界のもの」と感じており、「最初の一步」が踏み出せない状況にあります。実際に、市民アンケート調査では、文化芸術の鑑賞・活動をしなかった理由として「仕事や家事が忙しく、時間的な余裕がない」「金銭的な余裕がない」「鑑賞・活動する仲間やきっかけがない」といったことが挙がっています。

また、近年はインターネットやテレビ等を通して、コンサートやイベント、美術館等の展覧会に行かなくても文化芸術を身近に鑑賞できる環境が整っており、チケットを購入してホールや美術館に行き、鑑賞・体験する人が減っている現実もあります。

さらに、障がい者や高齢者、子育て中の保護者等の中には、文化芸術の鑑賞・体験に際し、配慮を必要とする場合があります。

今後は、文化芸術を身近に感じ、「最初の一步」を踏み出せるような啓発や取組を進めることや、誰もが気軽に文化芸術に触れ、文化芸術を通じた交流を行うことで、市民の文化芸術に対する意識を高めていく必要があります。

## ○ アンケート結果（市民）



【シューベルティアアーデたんば 街角コンサート】



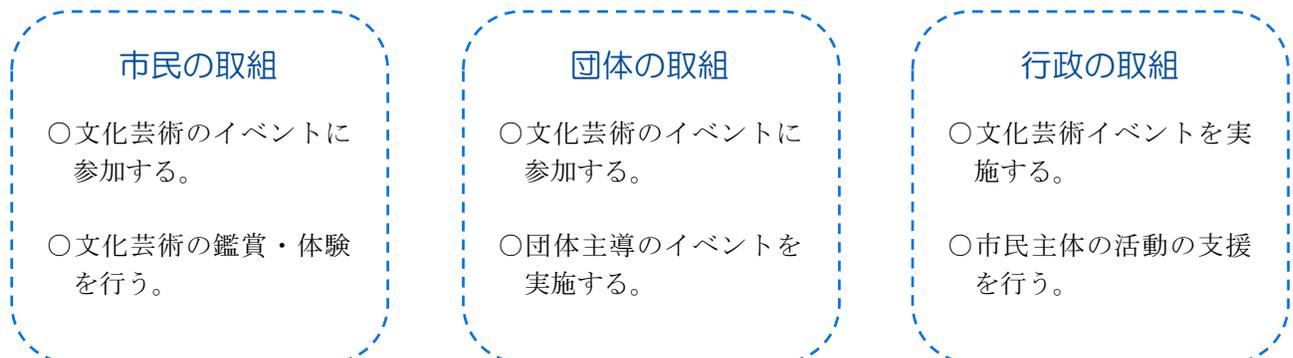
【済納寺】

(2) 推進項目

年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての市民が等しく気軽に文化芸術の鑑賞・体験ができる機会の充実を図るために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
継続	丹波市（県を含む）ならではの文化ホールイベントの充実	市民のニーズや目的に合った特色ある文化ホールイベントの充実を図る。	兵庫県：丹波の森公苑 丹波市：文化・スポーツ課
継続	市民の作品展示機会の提供	気軽に植野記念美術館に行けるように、作品発表をしたい方に展示の機会を提供する。	丹波市教育委員会：植野記念美術館
継続	鑑賞・体験がしやすい環境の充実	文化ホールイベント（講演会等含む）での手話通訳・要約筆記・託児所等の充実を図り、鑑賞・体験がしやすい環境を整える。	兵庫県 丹波市 団体

(3) 実現に向けての役割



丹波市（県を含む）“ならでは”の文化ホールイベント		
シューベルティアーデたんば	1995年から毎年9月～11月にかけて、丹波市・丹波篠山市で開催される国際音楽祭のこと。ホールコンサートをはじめ、両市内で開催する街角コンサート、小学校・中学校へのアーティストの派遣を行う「ふるさと音楽ひろば（小学校）」「キン・コン・カン・コンサート（中学校）」等の特徴ある事業を実施している。	兵庫県 (実行委員会)
アマチュアアーティスト育成支援事業（A2事業）	1998年からバンド・ピアノフェスタを開催し、2002年よりダンス・和太鼓のジャンルを加えて継続開催している。アマチュア出演者と舞台演出・機器操作を担当するアマチュアの舞台スタッフが創りあげる4ジャンル（バンド・ピアノ・ダンス・和太鼓）の“丹波市完全オリジナル企画”として実施している。	丹波市 (実行委員会)

基本方針② 市民自らが丹波市の文化芸術の良さを再認識する。

(1) 現状と課題・展開

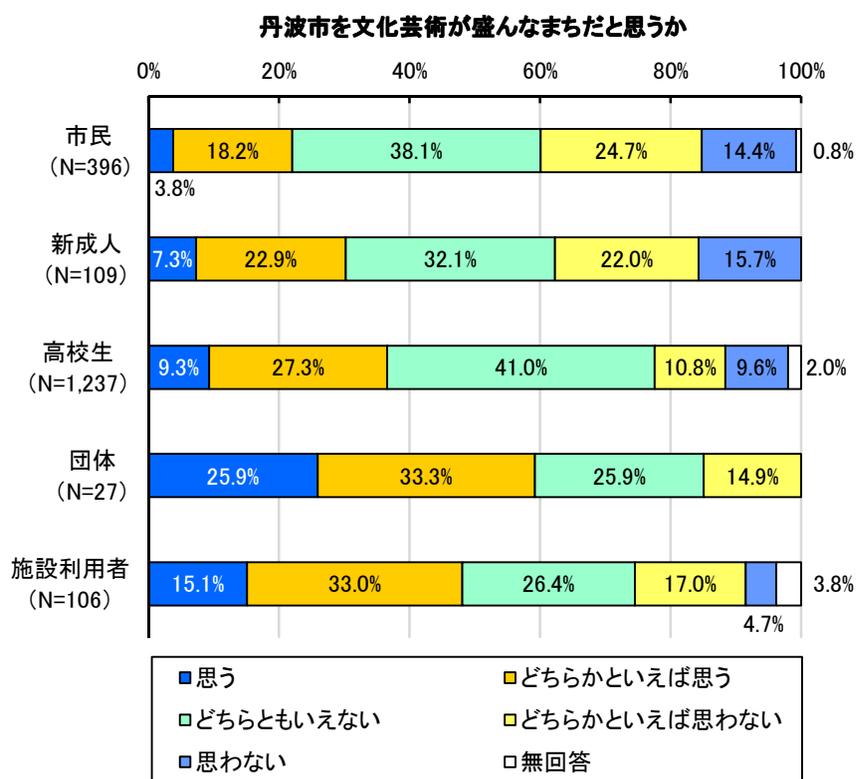
● 市内の文化芸術の再認識

広大な面積の本市には多くの文化芸術が点在しているため、市民自らが市内の文化芸術を知らないことが課題となっています。

アンケート調査の比較では、本市を文化芸術が盛んなまちだと思うかについて、「思う」「どちらかといえば思う」の割合が、団体と施設利用者が約5割～6割に対し、市民の方が2割と低い状況にあります。

今後は、各事業を通して市内の文化芸術を広く周知し、文化芸術を再認識できるような取組を進めていく必要があります。

○ アンケート結果



【TAMBA シニアカレッジ※ 現地学習～秋の青垣めぐり～】



## (2) 推進項目

市民自らが本市の文化芸術の良さを再認識するために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
継続	市民に対する周知事業の推進	10ヶ寺もみじめぐり事業 <sup>※</sup> 等、市内の文化芸術を再認識できるような取組の充実をさらに進める。	観光協会 丹波市：観光課
継続	音楽コンサート事業の充実	丹波の森 国際音楽祭 シューベルティアード たんば（街角コンサート）の充実を図る。	兵庫県：丹波の森公苑
新規	情報発信力の強化	文化芸術について、自治協議会や文化継承の活動に取り組む団体情報や活動情報等を一元的に発信できる仕組みを構築し、市民が文化芸術活動に触れる機会を増やす。	丹波市：市民活動支援センター
継続	地域づくり事業 <sup>※</sup> の支援	丹波市地域づくり交付金、丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金等を活用し、地域における歴史や文化芸術活動を継承するために、地域独自の取組を支援する。	丹波市：市民活動課

## (3) 実現に向けての役割

### 市民の取組

- 各種イベントに参加する。
- 身近な文化芸術に触れる。

### 団体の取組

- 文化芸術を活用した地域づくり活動を行う。
- 積極的な情報発信を行う。

### 行政の取組

- 市内に向けた情報発信を行う。
- 各種イベントの運営や、活動の支援を行う。

基本方針③ 県と市の連携を進める。

(1) 現状と課題・展開

● 県と市（文化財課、観光課、植野記念美術館、文化・スポーツ課）の連携

現在、県と市で類似した文化芸術関連事業を同時期に行っていることが多く、市民が参加しにくい状況にあります。

今後は、事業の実施時期や事業内容の調整を行う必要があります。

【シューベルティアーデたんば ガラ・コンサート】



【丹波の森公苑ホール】

【和太鼓フェスタ】



【ライブピアいちじま大ホール】

【三代目磯尾柏里彫刻展】



【植野記念美術館】

**(2) 推進項目**

県と市の連携をさらに進めるために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
新規	縣市連絡会の開催	イベントに適した時期や事業内容が重なるため、年3回程度、縣市連絡会を開催し、可能な限り連絡調整を行う。	兵庫県 丹波市

**(3) 実現に向けての役割****市民の取組**

○県と市それぞれのイベントに参加する。

**団体の取組**

○県と市それぞれのイベントに参加する。

**行政の取組**

○縣市連絡会を開催する。

基本方針④ 文化芸術の広域交流を進める。

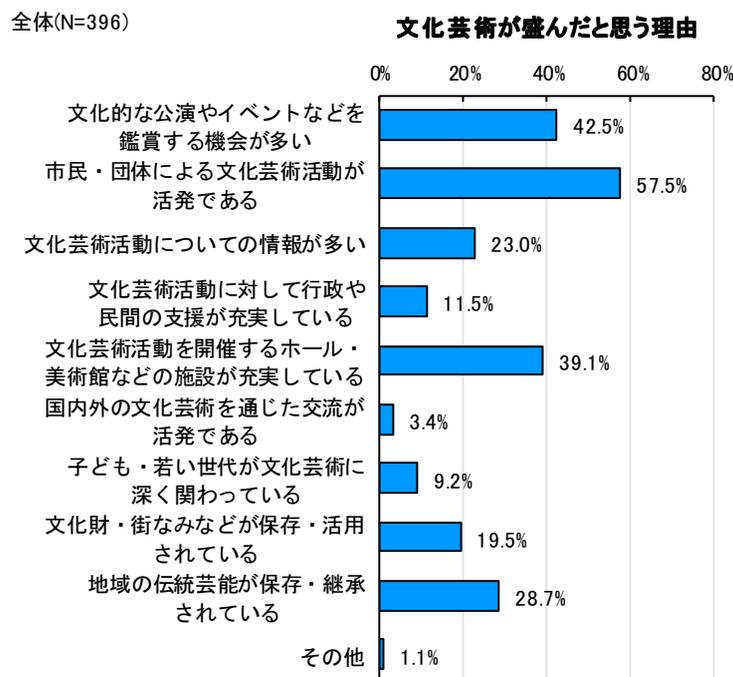
(1) 現状と課題・展開

● 文化芸術の広域交流

市民アンケート調査では、文化芸術が盛んだと思う理由として「国内外の文化芸術を通じた交流が活発である」が3.4%で最も少なくなっています。このことは、市外との文化芸術交流に対する関心や必要性が低く、根づいていないことが考えられます。

今後は、新たな文化を育むために、異なる文化の相互理解や他市との交流を進める必要があります。

○ アンケート結果



【スプレーアートパフォーマンス DAISUKE】



【ライフピアいちじまアートサロン】

【淡路人形座公演】



【ライフピアいちじま大ホール】

## (2) 推進項目

文化芸術の広域交流を進めるために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
新規	市外のアーティスト等の舞台公演の開催	他市で活動する劇団やアーティストの舞台公演の開催を検討する。	丹波市： 文化・スポーツ課
拡充	美術展・展覧会の充実	丹波アートコンペティション等の展覧会で、他市展覧会の受賞作品交流展の開催を検討する。	丹波市： 文化・スポーツ課 丹波市教育委員会： 植野記念美術館
拡充	市外のアマチュア出演者の参加促進	アマチュアアーティスト育成支援事業に市外出演者の参加を促し、市内出演者や観客との交流やネットワークづくりを行う。	丹波市： 文化・スポーツ課

## (3) 実現に向けての役割

## 市民の取組

- 各種イベントや展覧会・交流会に参加する。

## 団体の取組

- 各種イベントや展覧会・交流会に参加する。
- 市外の類似団体との共同の取組を実施する。

## 行政の取組

- 市外のアーティストによる舞台公演の開催を検討する。
- 他市展覧会での受賞作品交流展の開催を検討する。
- 市外の出演者との交流の場づくりを行う。

## 2. 基本目標2 文化芸術活動が活発に行える環境の整備を行う

基本方針① 文化芸術活動を行う後継者の育成を行う。

### (1) 現状と課題・展開

#### ● 文化芸術活動を行う団体の後継者の育成

団体の構成員の高齢化によりリーダーや後継者の育成ができていないことや、若い世代が文化芸術活動に対して「興味を持ってない」「団体に入りづらい」という意識を持っていることから、団体の構成員が減少しています。

団体アンケート調査では、文化芸術活動の問題や課題として、「活動を支える人材」が深刻な問題として挙がっています。

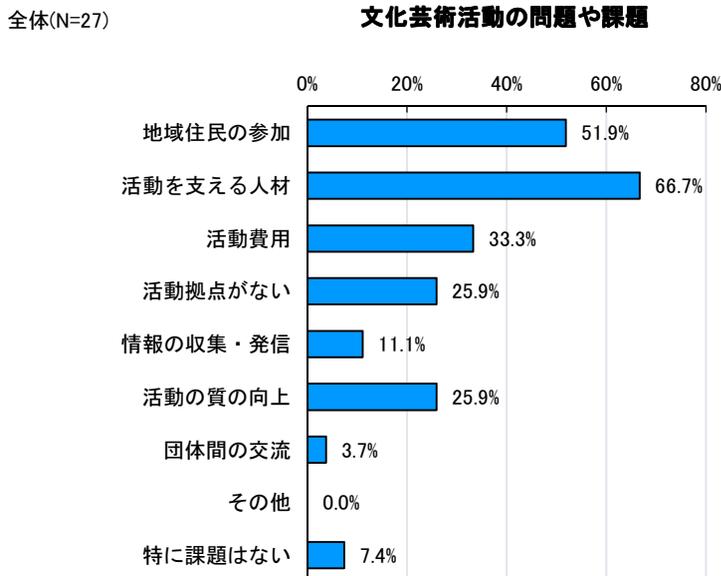
このような状況を打開するためには、研修会や講演会を通じて、文化芸術活動の魅力を伝えていく必要があります。

#### ● 文化ホールの舞台運営をサポートするスタッフの人材育成

現在、文化ホールの舞台運営をサポートするスタッフは51名ですが、イベント時の実動人員としては少ない人数になるため、人材不足が課題になっています。

また、機器操作等の技術面では、技術指導が不十分であるため、スタッフの技術向上のための取組を進める必要があります。

### ○ アンケート結果（団体）



<参考データ>

兵庫県「県民モニター第3回アンケート調査」（平成25年9月～10月）

「芸術家や芸術団体が力を入れるべきもの」

担い手の育成：64.3%、小・中学校で行う芸術文化教育の支援：57.1%

(2) 推進項目

文化芸術活動を行う後継者の育成を行うために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
拡充	文化芸術活動者の育成	団体の活動を若い世代に発信し、活動者の育成を行う。	丹波市 関係団体
新規	後継者育成に関する研修会・講演会の開催	文化芸術活動の「魅力」を伝える等、各種団体への後継者育成に関する研修会・講演会を開催する。	
継続	文化芸術活動団体への支援	文化芸術活動を行う団体への支援（補助）を継続的に行う。	丹波市： 文化・スポーツ課 他
継続	舞台運営オペレーターへの育成	舞台運営等を担うオペレーターの養成講座（全12回/年）を実施し、人材を育成する。	丹波市： 文化・スポーツ課
新規	アマチュアアーティスト育成支援事業の推進	アマチュアアーティスト育成支援事業の各フェスタ（バンド、ピアノ、ダンス、和太鼓）について、継続して企画・運営を担える職員の育成を行う。	
継続	地域研究会への事業支援	各地域の郷土史研究会・史実研究会*等が主体的に活動できるための事業支援を行う。	丹波市教育委員会： 文化財課

(3) 実現に向けての役割

**市民の取組**

- 積極的に文化芸術活動に参加する。

**団体の取組**

- 団体の活動を若い世代に発信する。
- 団体間で連携をしながら、活動者の育成を行う。

**行政の取組**

- 団体の活動に対して、支援や補助を行う。
- 後継者育成に関する研修会等の開催を支援する。
- オペレーター養成講座を開催する。

【文化ホールオペレーター養成講座】



【ライフピアいちじま大ホール】

基本方針② 文化芸術活動への参加促進を図る。

(1) 現状と課題・展開

● 市民の文化芸術活動への参加の促進

既に市民が参加するきっかけとなる展覧会等のイベントは行われていますが、市民の関心が低いことが考えられます。

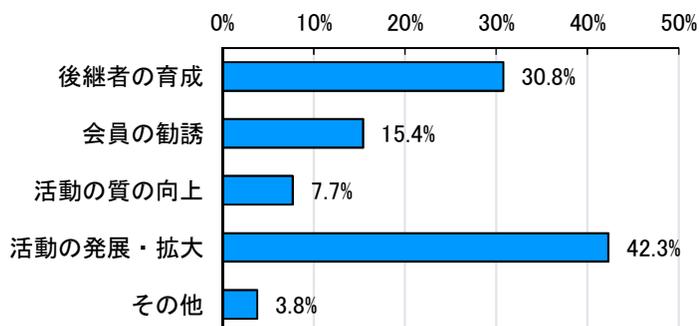
団体アンケート調査では、文化芸術活動の抱える課題を解決し、活動を活発にするために、「活動の発展・拡大」を望む声が多くなっています。

今後は、若い世代が気軽に参加できる機会の提供や、市民が主体となった取組を支援する必要があります。

○ アンケート結果（団体）

全体(N=26)

活動の将来展望：「団体」として単独で取り組むこと



★団体アンケート自由意見

- ・展示会場でのワークショップ等を通じて、愛好者の増加を図る。
- ・地域住民との活動に、団体として1人でも多くの呼びかけに取り組みたい。



## (2) 推進項目

市民の文化芸術活動への参加を促進するために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
新規	文化芸術活動の機会の提供	丹波アートコンペティションを実施し、入賞者は植野記念美術館で展示する等、広く活動の場とモチベーション向上の機会を提供する。	丹波市： 文化・スポーツ課
拡充	若い世代を対象とした体験活動の機会の提供	若い世代が気軽に参加できる機会を提供する。(アマチュアアーティスト育成支援事業のバンドフェスタでのジュニアステージ等)	丹波市： 文化・スポーツ課
継続	市民主体で実施している取組への支援	たんば青春俳句祭・田ステ女俳句ラリー等、市民が主体となって実施する文化的な取組がさらにまちづくりに繋がるように支援する。	丹波市：市民活動課
新規	美術関連の講座の実施	「友の会」との連携の中で美術関連の講座等を実施し、ガイドボランティア等の活動に繋げる。	丹波市教育委員会： 植野記念美術館

## (3) 実現に向けての役割

### 市民の取組

- 丹波アートコンペティションに参加する。
- 美術関連の講座等に参加する。

### 団体の取組

- 既存の活動を継続・拡充して実施する。
- 参加のきっかけとなるような活動を行う。

### 行政の取組

- 丹波アートコンペティションの内容を充実させる。
- 団体の取組がさらに充実するための支援を行う。

基本方針③ 団体同士の連携・協調を行う。

(1) 現状と課題・展開

● 団体同士の連携・協調

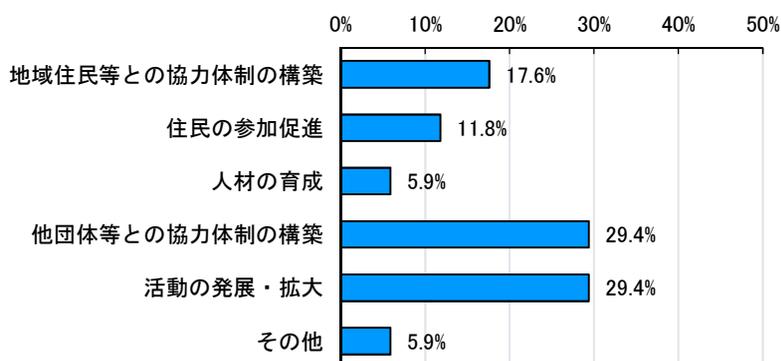
市内の文化芸術活動を行う団体や活動者は、個々で活動しているケースが多く、連携及び協力する環境が十分でないことが考えられます。

団体アンケート調査では、団体における活動の中で、「他団体等との協力体制の構築」を望む声が多くなっています。

今後は、団体の理念や分野を超えた連携・協調ができる環境をつくる必要があります。

○ アンケート結果（団体）

全体(N=17) 活動の将来展望:「地域住民や他の団体」と連携して取り組むこと



★団体アンケート自由意見

- ・市内外で活動している団体を応援し、舞台に立つ喜び・すばらしさを感じ、体験してもらい、他の団体との繋がりの手がかりを広める。
- ・他のジャンル、他地域の団体との合同展などを開催する。



## (2) 推進項目

団体同士の連携・協調を行うために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
新規	団体の交流の場づくりの推進	文化芸術サロン※（交流の場）づくりを行う。	丹波市： 文化・スポーツ課 他
新規	展覧会等による利用促進	春日文化ホールを展覧会の使用形態で無料開放し、分野を超えた団体が集う作品交流イベントを検討する。（仮称「丹波市文化芸術の日」事業）	

## (3) 実現に向けての役割

### 市民の取組

- 作品交流イベント等に参加する。

### 団体の取組

- 団体間での交流・連携を図る。
- 分野を超えた団体が集う作品交流イベントに参加する。

### 行政の取組

- 文化芸術サロン（交流の場）づくりを行う。
- 分野を超えた団体が集う作品交流イベントの実施に向けて、取組を進める。

基本方針④ 文化芸術を担う若手の芸術家の発掘・育成を行う。

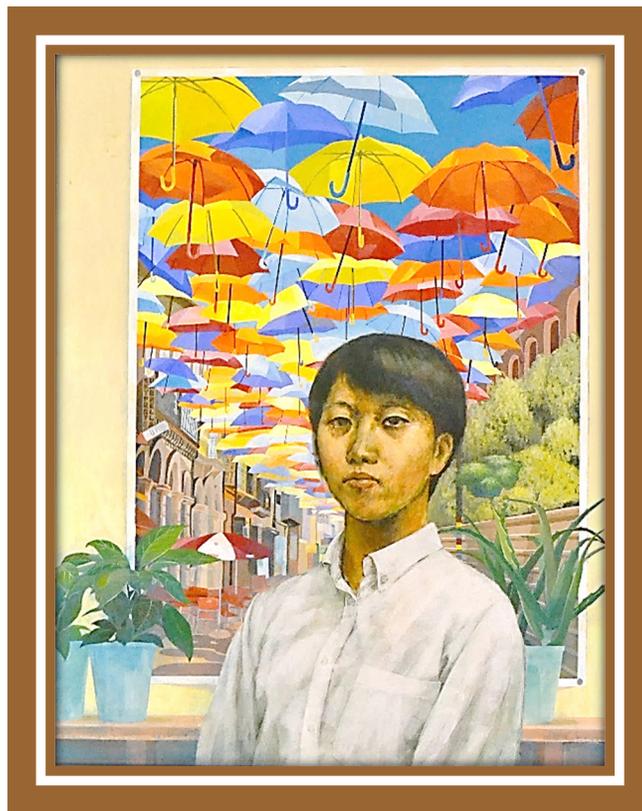
(1) 現状と課題・展開

● 文化芸術を担う芸術家の育成

学生や若い活動者が文化芸術に関する交流を深める場所が少ないため、若手の芸術家が生まれにくい状況にあります。

今後は、市内で学生や若い活動者が文化芸術を学ぶことができる機会の充実を図る必要があります。

【第11回丹波市民美術展 市民美術展賞（絵画部門）受賞作品】



「Umbrella Project」

作家：田野陽菜（高校生）

(2) 推進項目

文化芸術を担う若手の芸術家の発掘・育成を行うために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
新規	文化芸術に関する交流の場づくりの推進	文化芸術サロン（交流の場）づくりを行う。	丹波市： 文化・スポーツ課 他
新規	若い活動者の発表・展示ができる環境の整備	若手作家を紹介する仕組みや、作家のアトリエ <sup>※</sup> シリーズ等を企画する。	丹波市教育委員会： 植野記念美術館

(3) 実現に向けての役割

市民の取組

- 若い活動者の作品を鑑賞する。
- 積極的に文化芸術活動に取り組む。

団体の取組

- 若い活動者の育成や、活動の場を提供する。
- 体験教室等のイベントを実施する。

行政の取組

- 文化芸術サロン（交流の場）づくりを行う。
- 若い活動者の活動を支援する。

【第32回丹波の森ウッドクラフト展 ジュニアの部】  
【グランプリ（文部科学大臣賞）受賞作品】



作家：大森春菜（小学生）

基本方針⑤ 市の中心地域に文化芸術の鑑賞・活動を行うことができる施設の整備を図る。

(1) 現状と課題・展開

● 文化ホール等の文化的施設への利便性

現在、設備が最も充実している「ライフピアいちじま大ホール」では、音楽コンサートや人形劇、映画会、アマチュアアーティスト育成支援事業等のイベントを開催していますが、市民の中には時間的な余裕がなく、気軽に参加できない状況にあります。

一方、植野記念美術館は市の中心地域にあり、図書館は各地域にそれぞれ1施設あるため、市民の利便性は確保できています。

このような状況において、文化ホールは多くの市民が参加・利用できる環境をつくる必要があります。

【県民芸術劇場スーパープラスライブ】



【ライフピアいちじま大ホール】

【ミュージカル公演】



【春日文化ホール】

**(2) 推進項目**

文化ホール等の施設の長寿命化を図りながら、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
継続	文化ホールの施設整備	春日文化ホールが使用不能となり、また、ライフピアいちじまが老朽化により建替えの必要が生じた際に、市の中心地域に新たに文化ホールの建設も含めた検討を行う。(丹波市生涯学習施設整備方針[適正配置計画]*平成 25年 2月策定)	丹波市： 文化・スポーツ課 他
継続	住民センターの施設整備	「適正配置計画」に基づき、市民の日常的な生涯学習の場や地域づくり活動の場として、施設の安定した維持管理を行う。	丹波市：市民活動課

**(3) 実現に向けての役割****市民の取組**

- 文化ホールイベント等に  
参加する。
- 住民センターを利用する。

**団体の取組**

- 文化ホールや住民セン  
ターを利用する。

**行政の取組**

- 各施設の長寿命化を図  
りながら施設整備等の  
検討を進める。

基本方針⑥ 丹波市（県を含む）ならではの舞台芸術等に磨きをかける。

(1) 現状と課題・展開

● 市民の文化ホールイベントへの意識・関心

本市で既に実施している、文化ホール自主事業や映画会、市民参画型フェスタ等では年間約2万人の来場者がありますが、集客数が伸び悩んでいる状況にあります。

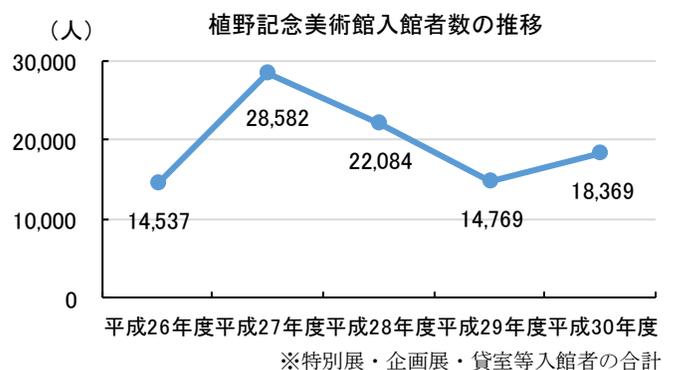
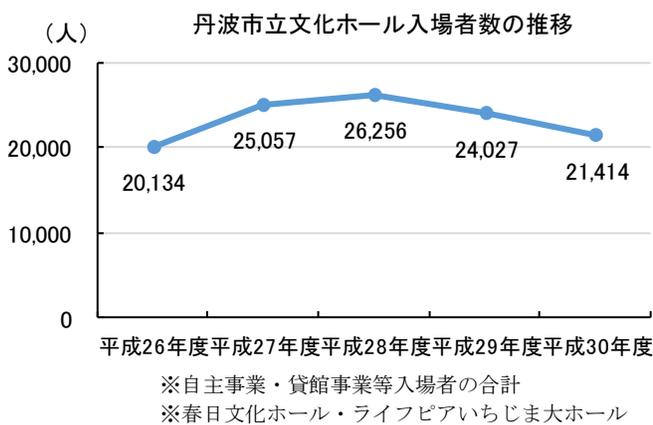
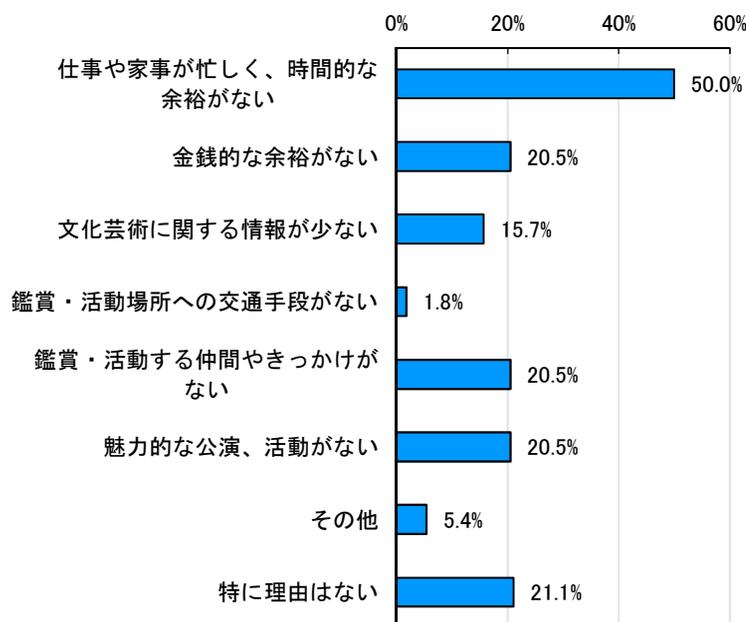
市民アンケート調査では、文化芸術の鑑賞・活動をしなかった理由として「仕事や家事が忙しく、時間的な余裕がない」「金銭的な余裕がない」「鑑賞・活動する仲間やきっかけがない」「魅力的な公演、活動がない」といったことが挙がっています。

今後は、イベントをさらに市民ニーズにあった内容にし、より多くの市民の意識・関心を高めていく必要があります。

○ アンケート結果（市民）

全体(N=166)

文化芸術の鑑賞・活動をしなかった理由



## (2) 推進項目

「他の人もつれてきたい」「もう一度この場所に来たい」と思えるような、丹波市（県を含む）ならではの文化ホールイベントを行うために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
継続	丹波市ならではの文化ホールイベントの開催	本市の特徴的な分野やレベルに特化した取組をさらに進める。特にアマチュアアーティスト育成支援事業の各フェスタ（バンド22回、ピアノ22回、ダンス18回、和太鼓18回）は、「丹波市完全オリジナル企画」としてPR・開催する。	丹波市： 文化・スポーツ課
継続	シューベルティアアーデたんばの充実開催	シューベルティアアーデたんば（ガラ・コンサート）をより身近な取組として実施する。	兵庫県：丹波の森公苑

## (3) 実現に向けての役割

### 市民の取組

- 文化ホールイベントに参加し、魅力を発信する。

### 団体の取組

- 文化ホールイベントに参加し、魅力を発信する。

### 行政の取組

- 文化ホールイベントを開催し、魅力を発信する。

【ダンスフェスタ】



【ライフピアいちじま大ホール】

### 3. 基本目標3 子どもたちが多様な文化芸術に触れる機会を増やす

基本方針① 普段の生活の中で、子どもたちの記憶に残るような文化芸術鑑賞・活動を行う。

#### (1) 現状と課題・展開

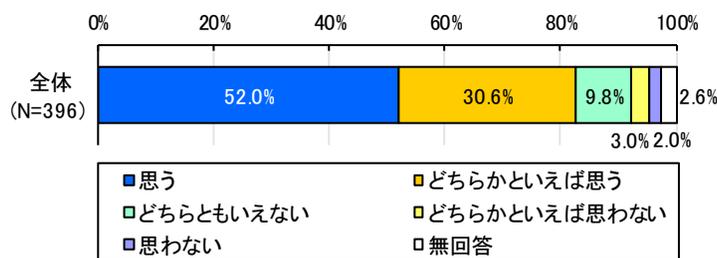
##### ● 普段の生活の中で子どもたちの記憶に残るような体験

市民アンケート調査では、子どもの頃から質の高い文化芸術に触れる機会が必要だと思う人（「思う」「どちらかといえば思う」の合計）の割合が8割以上と非常に高くなっています。このことは、市民の中に子どもの頃から文化芸術に触れる機会を与えた方が良いという意識があり、文化芸術の鑑賞・体験の充実を望んでいることが考えられます。

市内には、既に文化芸術が豊富にあるため、新たに何かを創り出すのではなく、既存の文化芸術を活用しながら、記憶に残るような文化芸術に触れる機会をつくる必要があります。

##### ○ アンケート結果（市民）

子どもの頃から質の高い文化芸術に触れる機会が必要だと思うか



##### ● 普段の生活の中で子どもが文化芸術に触れる機会の充実

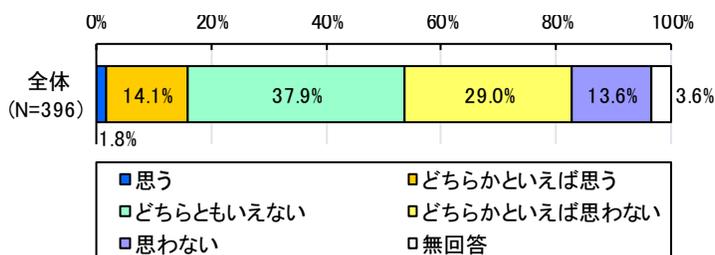
市民アンケート調査では、子どもの文化芸術に触れる機会が充実していると思う人の割合が2割以下と非常に低くなっています。このことは、文化芸術への関心が低いことや、地域の中で祭り等を体験できる機会が減っていること等が考えられます。

また、近年は子どもの習い事等が増え、文化芸術に触れる時間が少ないことも課題として考えられます。

今後は、文化芸術に触れる機会を数多くつくる必要があります。

##### ○ アンケート結果（市民）

丹波市では子どもの文化芸術に触れる機会が充実していると思うか



## (2) 推進項目

子どもたちの記憶に残る文化芸術鑑賞・活動を行うために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
継続	プロの演奏家との共演	プロの演奏家を招き、子どもたちとの共演を行う。(プロの演奏家+市内中学校吹奏楽部等の共演)	丹波市： 文化・スポーツ課
継続	アマチュアアーティスト育成支援事業の推進	アマチュアアーティスト育成支援事業の各フェスタ（バンド・ピアノ・ダンス・和太鼓）の取組を行う。	
拡充	子ども・若者対象のイベントの開催	高校生企画（卒業ライブ）、ライフピア DE クリスマス※、0歳からのコンサート等、幼児から若者対象の取組をさらに進める。	
継続	シューベルティアアーデたんばの充実	シューベルティアアーデたんば（街角コンサート）の充実を図る。	兵庫県：丹波の森公苑
新規	美術館の団体観覧の充実	学校単位の団体観覧だけでなく、PTA・子ども会行事等での観覧機会を増やし、学びの場を提供する。	丹波市教育委員会： 植野記念美術館
継続	伝統文化や伝統芸能への子どもが参加できる環境整備	地域づくり事業を通じて、伝統文化や伝統芸能の継承を行い、子どもたちが積極的に参加できるよう、地域との関わりをさらに充実させる。	各種団体 各地域

## (3) 実現に向けての役割

## 市民の取組

- 親子で文化芸術鑑賞や体験に参加する。

## 団体の取組

- 子ども向けの体験イベント等を実施する。

## 行政の取組

- 子どもが文化芸術に触れる機会を提供する。

基本方針② 学校教育で、優れた文化芸術に身近に触れ、感じる力（まごころ・愛着・想像力・創造力）を育む。

(1) 現状と課題・展開

● 学校教育での文化芸術体験（音楽・舞台芸術関係）

市民アンケート調査では、子どもが文化芸術に親しむために必要な取組として、「芸術家による公演等、学校における鑑賞体験の充実」が約6割と高くなっています。

本市では既に、国や県の事業を活用し、小学校への交響楽団等の派遣や、中学校のオーケストラ鑑賞及び体験等に取り組んでいます。

今後は、学校の教育課程だけでなく、課外活動で文化芸術体験ができる機会の充実を図る必要があります。

● 学校教育での文化芸術体験（地域学習関係）

同調査では、「イベント・芸術祭等、地域での文化行事への参加機会の提供」や「伝統芸能・祭り等、地域の伝統文化を体験する機会の提供」が必要な取組として挙がっています。

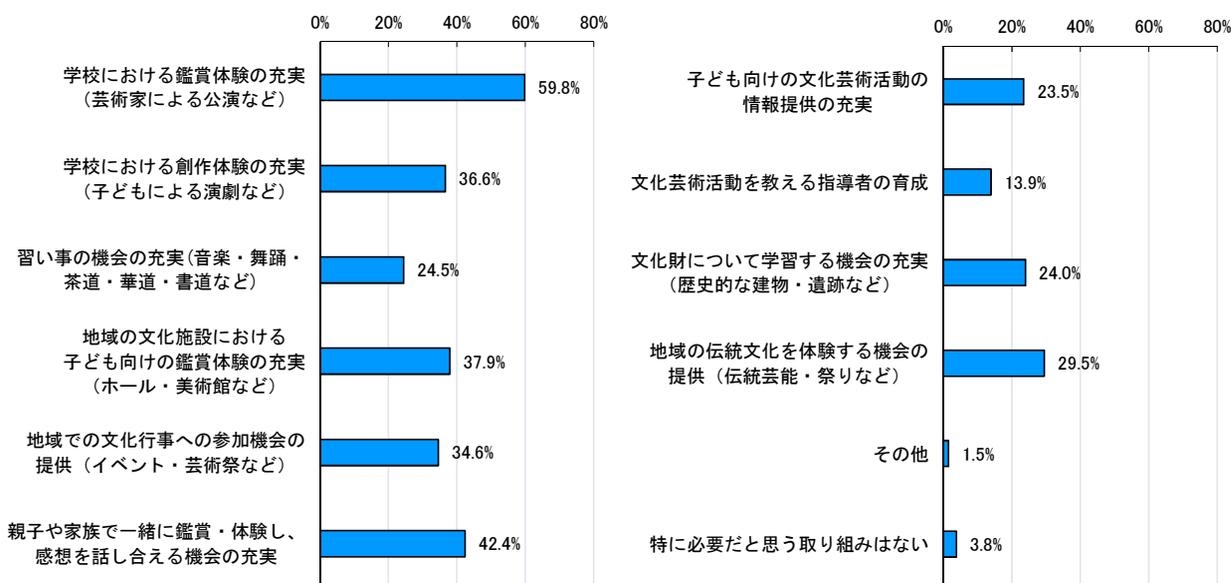
本市では、小学校の授業で「たんばふるさと学<sup>※</sup>」や「地域学習」を行っており、地域住民から学ぶ機会を増やすことで、市内の文化芸術に対する理解をさらに深めることができると考えています。

今後も、地域との連携を行い、本市の文化芸術に触れる機会を充実し、子どもたちの郷土愛を育む必要があります。

○ アンケート結果（市民）

全体(N=396)

子どもが文化芸術に親しむために必要な取組み



## (2) 推進項目

学校教育で優れた文化芸術に触れる機会を充実させ、豊かな感性を育むために以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
継続	アーティストの学校への派遣	シューベルティアードたんば等で学校へのアーティストの派遣をさらに充実させる。 小学生：ふるさと音楽ひろば 中学生・高校生：キン・コン・カンコンサート	兵庫県：丹波の森公苑
継続	子どもの音楽体験教室・鑑賞事業の実施	文化庁による「文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣・巡回指導）」を活用するとともに、中学生を対象とした「わくわくオーケストラ教室」に取り組む。	丹波市教育委員会： 学校教育課
継続	ふるさと教育の充実	たんばふるさと学（生活科・総合的な学習の時間等）の充実を図る。	
継続	社会科副読本を活用した地域学習の充実	社会科副読本（わたしたちの丹波市）を活用し、社会科学習において地域学習の充実を図る。	

## (3) 実現に向けての役割

### 市民の取組

○学校と連携し、地域で子どもを育てる。

### 団体の取組

○学校と連携し、子どもたちに文化芸術を体験できる機会を提供する。

### 行政の取組

○学校教育カリキュラムで、より丹波市の文化芸術に触れることができるように、取組を充実させる。

## トピックス

～市民アンケートより～

～子どもが文化芸術に親しむことにより、どのような効果を期待しますか？～

- ①豊かな感性が生まれる 80.3%
- ②地域の文化を知り地域に愛着を持つようになる 55.6%
- ③コミュニケーション能力が高まる 46.2%

基本方針③ 子育ての過程で、親子で文化芸術に親しむために取組を進める。

(1) 現状と課題・展開

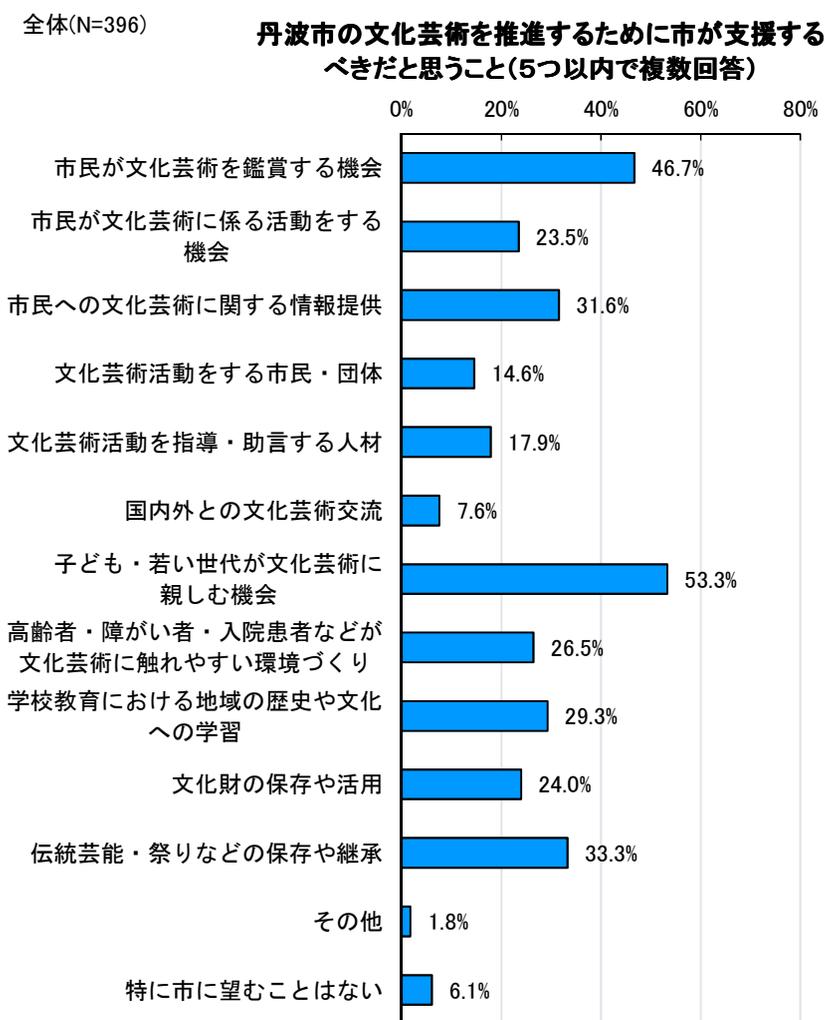
● 子育て世代への文化芸術の重要性の浸透

子育て世代が文化芸術に触れる機会が少ないと、子どもの文化芸術に対する興味・関心が低くなる傾向があるため、感性豊かな子どもを育むためには、まず子育て世代の意識を高めていくことが課題として考えられます。

市民アンケート調査では、本市の文化芸術を推進するために市が支援すべきだと思うことをみると、「子ども・若い世代が文化芸術に親しむ機会」が53.3%で最も多くなっています。

今後は、親子で文化芸術を体験できる機会を充実させる必要があります。

○ アンケート結果（市民）



## (2) 推進項目

子育ての過程において、文化芸術に親しむことができる取組を進めるため、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
新規	文化芸術と子育てに関する研修会・講演会の開催	子育てをする上で「文化芸術の鑑賞等が非常に大きな力となる」ことを伝える研修会・講演会を開催する。	丹波市教育委員会： 子育て支援課 丹波市： 文化・スポーツ課
新規	親子で参加し交流できる場づくりの推進	20代～30代の子育て世代が、子どもと一緒に交流できるような文化芸術サロン（交流の場）づくりを行う。	

## (3) 実現に向けての役割

### 市民の取組

- 研修会や講演会に参加する。
- 親子で文化芸術活動に参加する。

### 団体の取組

- 親子で参加できるような、文化芸術活動を実施する。

### 行政の取組

- 親子で文化芸術を通じた交流ができる場づくりを行う。
- 文化芸術の重要性を伝える研修会・講演会を開催する。

【木のぬくもり展】



【植野記念美術館】

## 4. 基本目標4 観光・まちづくり等への有機的な連携を進める

基本方針① 伝統芸能・伝統文化等の保存・継承・活用を行う。

### (1) 現状と課題・展開

#### ● 伝統芸能・伝統文化等の保存・継承・活用

市民アンケート調査では、大切にしたい文化的資源として「地域の祭り・行事・芸能等の伝統文化」が56.3%で最も多くなっています。しかし、一部の伝統芸能は、後継者不足により保存・継承が困難な状況にあることが喫緊の課題となっています。

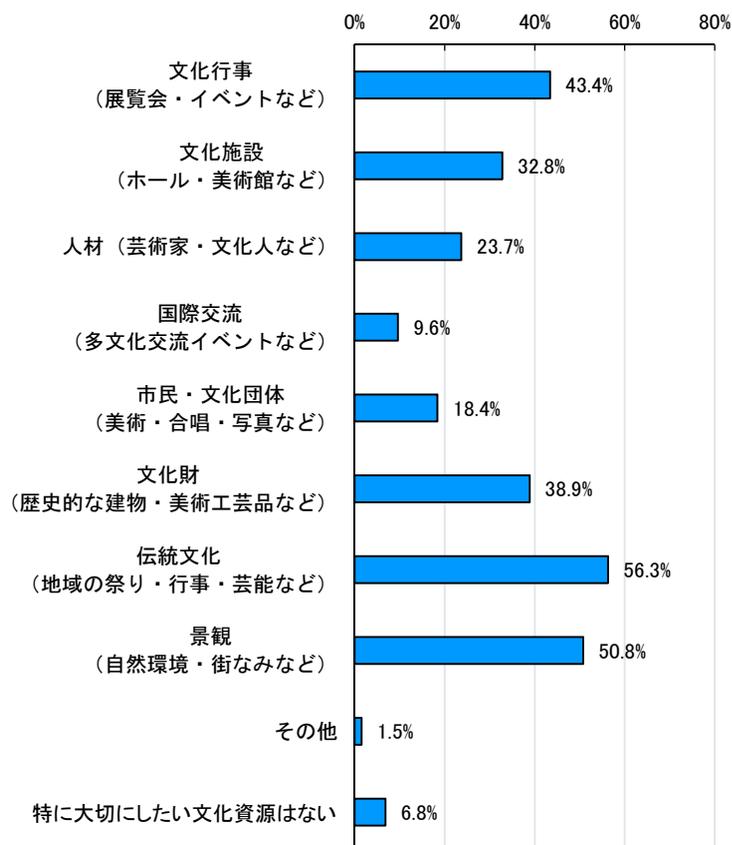
後継者不足の要因としては、人口減少もありますが、加えて若い世代が伝統芸能や行事に関心が低いことが考えられます。

今後は、若い世代が参加しやすい環境の整備を行い、伝統芸能・伝統文化を保存・継承・活用していく必要があります。

### ○ アンケート結果（市民）

全体(N=396)

#### 大切にしたい丹波市の文化的な資源



【熊野神社の裸祭】



【常勝寺追儺式 鬼こそ】



## (2) 推進項目

伝統芸能・伝統文化等の保存・継承・活用を行うために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
継続	保存・継承に対する理解の促進	若い世代へ祭り等の意義等を伝承し、保存・継承を行う。	関係団体 各地域
継続	地域への参画	職員自らが一人の市民として積極的に地域に参画・貢献する。	丹波市：市職員
継続	伝統芸能・伝統文化の活用	若い世代が参加しやすい環境の整備を行い、伝統的な芸能や文化を大切に活用する。	丹波市 各種団体 各地域
継続	伝統芸能・伝統文化の観光資源としての活用	伝統芸能・伝統文化等の魅力に磨きをかけ、観光資源として活用する。	丹波市：観光課 他

## (3) 実現に向けての役割

**市民の取組**

- 地域の伝統行事等に参加する。

**団体の取組**

- 伝統行事等の保存・継承を行う。
- 地域の伝統文化や街なみを活用する。

**行政の取組**

- 団体の活動に対して支援する。



### ～観光との連携～

○既存の観光資源に磨きをかけるとともに、新たな資源を発掘する必要がある  
(丹波市観光・商工業ユニティプランより抜粋：平成30年3月策定)

丹波市には、魅力的な観光資源として「観光地」「観光施設」「食」などがありますが、既存の観光資源の魅力をさらに磨き、あるいは眠っている観光資源を発掘・活用し、これらの観光資源を効果的に発信し、丹波市に多くの観光客を呼び込むシティプロモーションを有効な手段としていく必要があります。

(中略)

丹波市における観光の大きな発展のためには、まずは「観光資源の魅力を高める」ことが必要です。

丹波市の文化芸術や歴史を活かすことは、丹波市の魅力発信に繋がります。

基本方針② 文化財（技術を含む）の保存・継承・活用を行う。

(1) 現状と課題・展開

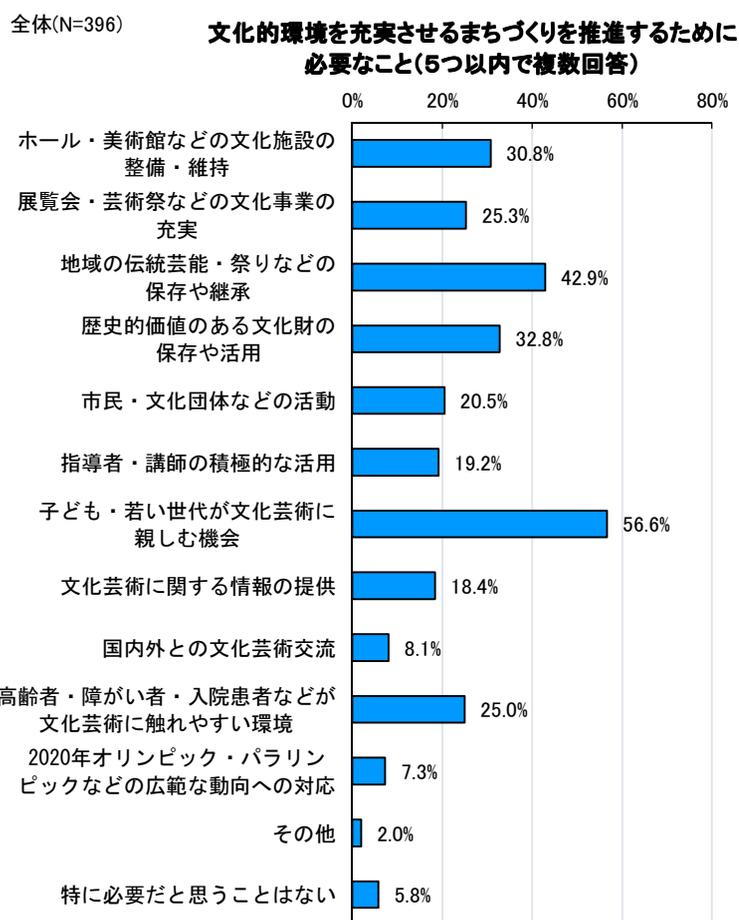
● 文化財（技術を含む）の保存・継承・活用

市内には、多くの文化財及び技術（以下「文化財等」という。）がありますが、伝統芸能・伝統文化と同様に、後継者不足による保存・継承・活用が課題となっています。

今後は、文化財等を積極的に活用していくことで、保存や継承に繋げていく必要があります。

また、それぞれの文化財等の現況を把握し、保存や継承、活用をするための取組を進める必要があります。

○ アンケート結果（市民）



【檜皮葺き建造物に係る技術】



【たんば黎明館】



【旧氷上高等小学校校舎】

(2) 推進項目

文化財等の保存・継承・活用を行うために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
継続	文化財等の保存・継承・活用	文化財等を積極的に活用することで、保存・継承に繋げる。	丹波市教育委員会： 文化財課 各地域
継続	文化財等の観光資源としての活用	文化財等の魅力に磨きをかけ、観光資源として活用する。	丹波市：観光課 他
継続	文化財等を活かした作品等の集積・展覧	丹波布や稲畑人形等の文化財を活かした特徴ある展覧会を企画し、保存・継承へと繋げる。	丹波市教育委員会： 文化財課 関係団体
継続	資料館の整理統合	水分け資料館のリニューアルの実施、並びに各資料館の整理統合と併せて、市内に点在する文化財等の保存の充実を図る。	丹波市教育委員会： 文化財課
新規	文化財保護の意識高揚	歴史遺産を残していくために、市民の関心や保護意識の高揚を図る事業を展開する。(文化財保存活用地域計画の策定等)	
継続	文化財等の保存・整備事業への支援	文化財等の保存・整備に対する補助金交付施策の充実を図る。	

(3) 実現に向けての役割

**市民の取組**

- 市内の文化財等を学ぶ。

**団体の取組**

- 地域の文化財等の保存や継承・活用を行う。

**行政の取組**

- 保存や継承活動に対して、支援・補助をする。
- 積極的に活用し、保存・継承を進める。

【ようこそお茶の国丹波へ 黒井城跡】



【NHK 大河ドラマ「麒麟がくる」誘致イベント】

基本方針③ 文化的資源を新たに発掘・活用する。

(1) 現状と課題・展開

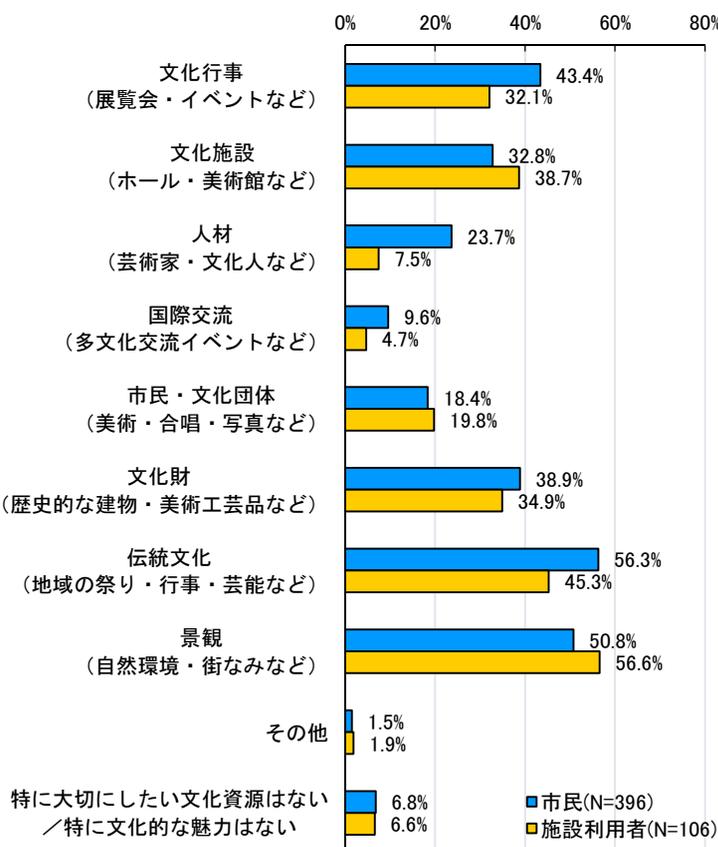
● 文化的資源の新たな発掘・活用

市民と施設利用者のアンケート調査では、大切にしたい文化的資源として、「自然環境・街なみなどの景観」や「地域の祭り・行事・芸能などの伝統文化」の割合が高くなっています。特に、街なみや景観に関しては、SNS\*等での発信が注目を浴びていることから、文化的資源の新たな発掘手段として有効であると考えられます。

今後は、文化的資源の新たな発掘や活用方法を検討し、観光やまちづくりに活かす取組を進める必要があります。

○ アンケート結果（市民、施設利用者）

「市民」が大切にしたい丹波市の文化的な資源、  
「施設利用者」が思う丹波市の文化的な魅力(複数回答)



【丹波かいばら雛めぐり】



【第4回丹波の手仕事展】



【棚原本上田邸】

【俳人細見綾子生家】



(2) 推進項目

文化的資源を新たに発掘・活用するために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
継続	文化的資源の観光資源としての活用	新たな文化的資源を発掘すると共に、磨きをかけ、観光資源として活用する。	丹波市：観光課 他
新規	歴史的な建物等の活用	歴史的な建物や街なみを活用したアート展等の開催を検討する。	丹波市 各種団体 各地域
拡充	文化的資源の学習機会の検討	気軽に文化的資源を観ることができる学習機会を企画・検討する。	丹波市： 市民活動課 他
拡充	文化的資源の情報提供の仕組みの検討	市民リポーターから文化的資源（景観・祭り・人等）の情報提供を得る仕組みを検討する。 （例：インスタ映え※スポット）	丹波市： 総合政策課 他
継続	芸術家・文化人の顕彰	ゆかりの深い芸術家・文化人の作品展示や活動紹介等により顕彰を行う。	丹波市 各種団体 各地域

(3) 実現に向けての役割

**市民の取組**

- 地域にある、文化的資源の魅力を発信する。

**団体の取組**

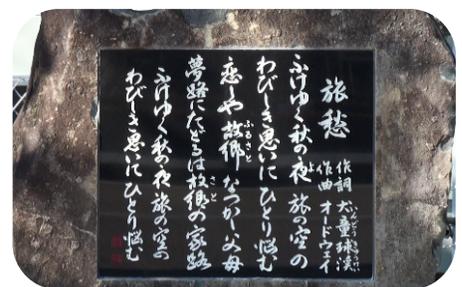
- 地域にある、文化的資源の魅力を発信する。
- 文化的資源を活用した取組を進める。

**行政の取組**

- 文化的資源を新たに発掘・活用し、観光事業等を展開する。



【中井権次 彫刻下絵（綾部市浄光寺）】



【犬童球溪 旅愁の碑（たんば黎明館前）】

基本方針④ 情報発信を積極的に行う。

(1) 現状と課題・展開

● 適切な情報発信

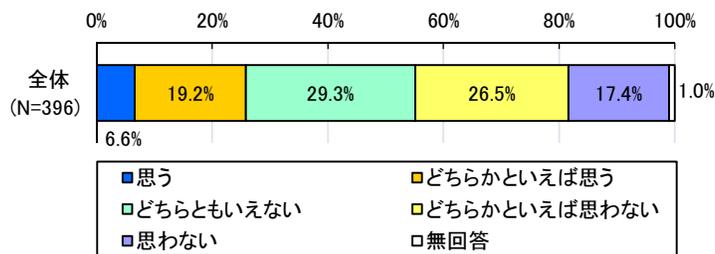
市民アンケート調査では、文化芸術の情報を十分に得ていないと思う人（「思わない」「どちらかといえば思わない」の合計）が43.9%と多くなっています。

また、文化芸術に関する情報源については、「市の広報紙・防災行政無線」「チラシ・ポスター」「新聞・書籍・雑誌」「家族・友人・知人からの口コミ」が高くなっています。

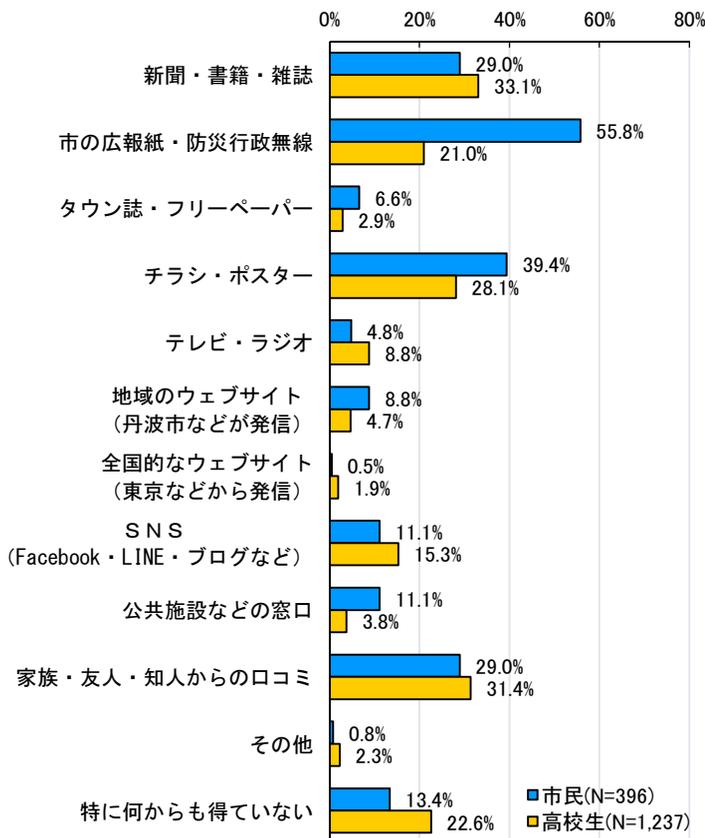
今後は、既存の情報発信の手段だけでなく、新たな手段の検討と発信内容の充実を図る必要があります。

○ アンケート結果（市民、高校生）

丹波市の文化芸術に関する情報を十分に  
得ることができるか



「市民」「高校生」の丹波市の文化芸術に関する情報源  
(複数回答)



## (2) 推進項目

魅力ある文化芸術の鑑賞・体験に繋がるような適切な情報発信を行うために、以下の施策を推進します。

分類	施策	内容	実施主体
新規	ビデオを活用したプロモーションの実施	ビデオ媒体を活用し、本市の多様な文化芸術のPRを行う。	丹波市： 文化・スポーツ課、 観光課
新規	情報発信手段の検討	新たな情報発信を検討する。	丹波市：総合政策課、 文化・スポーツ課、 観光課 他 丹波市教育委員会： 植野記念美術館、 文化財課

## (3) 実現に向けての役割

### 市民の取組

- 文化芸術に興味・関心を持つ。

### 団体の取組

- 積極的な情報発信を行う。

### 行政の取組

- プロモーションビデオを活用し、PRを行う。
- 幅広い手法で、きめ細やかな情報発信を行う。

## 5. 数値目標

本計画の取組を着実に推進することを目的とし、アンケート調査や定期的な統計調査による数値等を基に設定しています。

項目	指標	考え方	現状値 (H30)	目標値 (R11)	出所	算出方法・考え方
人づくり	一年以内に市内の文化ホールなどが行う舞台芸術・音楽コンサートや、美術館などが行う美術展などへ行ったことがある市民の割合	舞台芸術公演や美術展への関心が高まっているか。	33.5%	47.0%	総合計画の数値目標	過去5年の実績を参考に目標を設定
	一年以内に地域の伝統芸能や伝統行事へ参加した、又は鑑賞したことがある市民の割合	地域に対する誇りや愛着の醸成ができているか。	51.9%	62.0%	〃	〃
	植野記念美術館への年間入館者数	美術展への関心が高まっているか。	18,369人	24,000人	教育振興基本計画の数値目標	過去5年の来館者数の平均(19,668人)に対し、1.2倍を目標に設定
	文化ホール事業の来館者数	ホールイベントに興味関心が高まっているか。	21,414人	28,000人	〃	過去5年の来館者数の平均(23,377人)に対し、1.2倍を目標に設定
	丹波アートコンペティションの作品応募数(市民のみ)	作品の創作活動を行う市民が多くなっているか。	143点	170点	〃	過去5年の実績を参考に目標を設定
	一年以内に文化芸術鑑賞・活動をしたことがある市民の割合	文化芸術鑑賞・活動が行える環境が充実しているか。 (基本目標1・2)	57.8%	65.0%	本計画の数値目標 (市民-問7)	他市の状況を参考に目標を設定
まちづくり	子どもたちの文化芸術に触れる機会が充実していると思う市民の割合	子どもたちが多様な文化芸術に触れる機会が増えているか。 (基本目標3)	15.9%	20.0%	〃 (市民-問25)	〃
	文化芸術が盛んなまちだと思える市民の割合	文化芸術が盛んなまちかどうか。	22.0%	35.0%	〃 (市民-問11)	〃
	まちづくりを推進するために「歴史的価値のある文化財の保存や活用」が必要と思う市民の割合	文化財への関心が高まっているか。 (基本目標4)	32.8%	40.0%	〃 (市民-問20)	〃
	市内の文化芸術に関する施設来館者数の合計	文化芸術がまちの賑わいや活性化に貢献しているか。	120,588人	137,000人	県・市の関係部署	過去5年の実績を参考に目標を設定 ※県市ホール・植野記念美術館等の合計数値

## 6. 計画の推進（進捗管理）

本計画の推進にあたっては、県や庁内関係課、各種団体との連携を図りながら「庁内検討会議」において、自己点検や進捗管理を行います。

なお、本計画はその時々課題解決のために、必要に応じて「丹波市文化芸術推進審議会」において見直しを図ります。

### （1）庁内推進体制

各課における施策の進捗状況の把握については、庁内検討会議において、進捗状況の共有を図り、事業の充実に努めます。

施策の実施状況については、本計画の着実な推進と成果の見える化を図るため、毎年度、施策の実施状況を明らかにし、公表します。

### （2）関係機関等との連携

文化芸術の推進にあたっては、国や県、関係機関等の取組の動向を十分に踏まえ、連携や協働をしながら取り組めます。

### （3）市民・団体等との協働

文化芸術の推進は、行政の取組だけで達成することはできません。市民を始め、団体等が主体的に取り組む必要があるため、市民、団体等との様々な連携や協働を図り、本計画を推進します。



# 1. 丹波市文化芸術推進基本計画について（諮問・答申）

諮問第13号

丹波市文化芸術推進審議会

丹波市文化芸術推進基本計画について（諮問）

文化芸術とは、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや、相互に理解・尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる「心豊かな社会」を形成するものです。

丹波市の文化芸術活動については、広く文化芸術を鑑賞・創造し、又はこれに参加することで、その課題は、個人・団体による自立した活動やその機会の充実、次世代の文化芸術を担う人材育成、また、文化資源の有効な活用、情報発信等があげられます。

加えて、人口減少、地方創生に向けた取組みにおいて、文化芸術活動が地域や人々の活力の源となり、まちづくりや人づくりを推進していく上で果たす役割は大きいものがあります。

これらのことから、第2次丹波市総合計画（基本計画）の施策目標である「地域の芸術・文化を守り、育て、活かそう」の目標を更に明確にするため、文化芸術推進審議会を設置し、文化芸術の推進に関する具体的戦略をもった中長期的な方向性を示す「丹波市文化芸術推進基本計画」を策定します。

ついては、「丹波市文化芸術推進基本計画」の策定について、丹波市文化芸術推進審議会設置条例（平成30年丹波市条例第6号）第2条の規定により諮問します。

平成30年8月20日

丹波市長 谷口 進



令和2年2月4日

丹波市長 谷口 進一 様

丹波市文化芸術推進審議会

会長 藤野一夫

丹波市文化芸術推進基本計画の策定について（答申）

平成30年8月20日付諮問第13号で諮問のありました丹波市文化芸術推進基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添の「丹波市文化芸術推進基本計画（案）」のとおり答申します。

人口減少が進むことによって、地域の活力も衰退していくことが予想される中、様々な文化芸術活動を積極的に推進し、地域の活力を創出することが必要です。

今後は、市民・団体・行政が一体となり、本計画の基本理念である「多様な文化芸術を活かした次世代の人づくり・まちづくり」の実現に向けて、着実に取り組まれることを期待します。

## 2. 丹波市文化芸術推進審議会設置条例

(設置)

第1条 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項の規定に基づき、本市の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、丹波市文化芸術推進基本計画の策定に関し、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、教育委員会の意見を付し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化、芸術又は芸能に関する関係団体の代表
- (2) 識見を有する者
- (3) 学校教育及び社会教育の関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務の終了をもって終わるものとし、任期中にその身分又は所属を離れたときも、なお在任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第4号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

### 3. 丹波市文化芸術推進基本計画の策定に関する庁内検討会議設置規程

(設置)

第1条 丹波市文化芸術推進審議会に提案する協議案件を調整するため、丹波市文化芸術推進基本計画の策定に関する庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文化芸術推進基本計画の素案の作成に関すること。
- (2) 市民等アンケート調査に関すること。
- (3) 文化芸術資料等の情報提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 企画総務部政策担当部長
- (2) まちづくり部長
- (3) 産業経済部長
- (4) 教育委員会事務局教育部長
- (5) 産業経済部次長兼観光課長
- (6) 教育委員会事務局教育部次長兼学校教育課長
- (7) 企画総務部総合政策課長
- (8) まちづくり部市民活動課長
- (9) まちづくり部文化・スポーツ課長
- (10) 教育委員会事務局教育部文化財課長
- (11) 教育委員会事務局教育部子育て支援課長
- (12) 教育委員会事務局教育部植野記念美術館係長
- (13) 教育委員会事務局教育部図書館係長

(会議)

第4条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、まちづくり部長が必要に応じて招集し、会議の座長となる。

2 検討会議は、所掌事務を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、まちづくり部文化・スポーツ課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月5日から施行する。

## 4. 丹波市文化芸術推進審議会委員等名簿

## (1) 審議会委員

(敬称略、順不同)

選任区分	氏名	性別	役職	所属団体名等
文化、芸術又は 芸能に関する関 係団体の代表 (条例第3条第2項 第1号委員)	角 悟	男性		丹波文化団体協議会副会長
	米村 恵子	女性		丹波市文化協会常任理事
	磯尾 隆司	男性		丹波市展実行委員会会長 丹波彫刻会会長
	荻野 直貴	男性		丹波市立文化ホール事業推進会議 オペレータークラブ ZERO-IV会長
識見を有する者 (第2号委員)	藤野 一夫	男性	会長	神戸大学大学院国際文化学研究科教授 (文化政策、アートマネジメント)
学校教育及び社 会教育の関係者 (第3号委員)	中澤 正樹	男性		小学校音楽部部長
	梅谷 浩子	女性		丹波市社会教育委員の会議
公募による市民 (第4号委員)	廣瀬 仁美	女性		公募
	吉見 順子	女性		公募
その他市長が必 要と認める者 (第5号委員)	林 伸光	男性	副会長	兵庫県立芸術文化センターゼネラルマネージャー
	三木 哲夫	男性		兵庫陶芸美術館館長
	山本 浩史	男性		丹波の森国際音楽祭シューベルティアードたんば 実行委員会事務局、丹波文化団体協議会事務局
	大地 常夫	男性		丹波市観光協会副会長
	山内 順子	女性		丹波市文化財保護審議会 丹波市立歴史民俗資料館運営委員会
	進藤 妙子	女性		植野記念美術館運営委員会

○任期：平成30(2018)年8月20日～令和2(2020)年3月31日、所属団体名等：委員就任当時のもの。



【丹波市文化芸術推進審議会】

## (2) 庁内検討会議

(順不同)

選任区分	氏名	摘要
企画総務部政策担当部長	近藤 紀子	
企画総務部総合政策課長	清水 徳幸	
まちづくり部市民活動課長	井尻 宏幸	
産業経済部長	西山 茂己	
産業経済部次長兼観光課長	細見 秀和	
教育部長	細見 正敏	平成31年3月31日まで
	藤原 泰志	平成31年4月1日から
教育部次長兼学校教育課長	足立 正徳	
教育部文化財課長	長奥 喜和	兼植野記念美術館副館長兼中央図書館副館長兼歴史民俗資料館長
教育部子育て支援課長	足立 勲	平成31年3月31日まで
	上田 貴子	平成31年4月1日から
教育部植野記念美術館係長	徳原多喜雄	
教育部図書館係長	大西 英幸	
まちづくり部長	足立 良二	事務局
まちづくり部文化・スポーツ課長	高見 智幸	〃
まちづくり部文化・スポーツ課芸術文化係長	長井 誠	〃
まちづくり部文化・スポーツ課主幹	高見 辰二	〃



【庁内検討会議】

## 5. 丹波市文化芸術推進基本計画の策定経過

日付	会議・業務名	内容
平成30(2018)年 5月23日(水)	庁内検討会議(第1回)	丹波市文化芸術推進審議会委員の選任 丹波市文化芸術推進基本計画の策定について(概要)
6月18日(月)	総務常任委員会	丹波市文化芸術推進基本計画の策定について
6月27日(水)	定例教育委員会	丹波市文化芸術推進基本計画の策定について
7月25日(水)	庁内検討会議(第2回)	市民等へのアンケート調査素案・施策体系図の検討
8月20日(月)	丹波市文化芸術推進審議会 (第1回)	委員の選任、諮問、策定概要の説明
10月19日(金)	庁内検討会議(第3回)	市民等へのアンケート調査素案の協議 現地視察の報告
11月12日(月)	丹波市文化芸術推進審議会 (第2回)	市民等へのアンケート調査案の協議・決定
平成31(2019)年 2月21日(木)	庁内検討会議(第4回)	市民等へのアンケート調査結果の報告 施策体系表の協議
3月29日(金)	丹波市文化芸術推進審議会 (第3回)	市民等へのアンケート調査結果の報告 施策体系表の協議
令和元(2019)年 7月5日(金)	庁内検討会議(第5回)	計画素案の協議
7月24日(水)	丹波市文化芸術推進審議会 (第4回)	計画素案の審議
9月6日(金)	庁内検討会議(第6回)	計画案の協議
9月24日(火)	定例教育委員会	計画案の報告
9月27日(金)	丹波市文化芸術推進審議会 (第5回)	計画案の審議
10月9日(水)	総務文教常任委員協議会	計画案の報告
10月19日(土)	文化芸術推進シンポジウム	基調講演・パネルディスカッション他
10月23日(水)	庁内検討会議(第7回)	計画案の協議
11月22日(金)	丹波市文化芸術推進審議会 (第6回)	計画案の審議
11月27日(水)	パブリックコメント	～12月26日(木)まで
令和2(2020)年 1月27日(月)	定例教育委員会	計画案の報告
2月4日(火)	答申	計画案の答申
2月13日(木)	総務文教常任委員協議会	計画案の報告

○その他、神戸大学国際文化学研究所の学生とは9回の協議を行った。

## 6. 丹波市文化芸術推進シンポジウム

### 1 開催趣旨（目的）

丹波市の文化芸術推進の方向性を示す「丹波市文化芸術推進基本計画」の策定にあたり、丹波市の多様な文化芸術を積極的に活用することで、丹波市の発展（人づくり・まちづくり）に繋げていくことを目的に開催しました。

### 2 開催日時

令和元年10月19日（土） 午後1時～午後3時30分

### 3 場所

丹波市立ライブピアいちじま大ホール（兵庫県丹波市市島町上田 814 番地）

### 4 参加者

250人（一般市民、文化芸術団体関係者、子育て世代、学校教育等関係者）

### 5 内容（敬称略）

（1）タイトル：多様な文化的資源を活かした次世代の人づくり・まちづくり

（2）司会者：西田夫佐

（3）スケジュール

項目	内容
オープニング	甲賀流氷ノ川太鼓振興会「鼓心」和太鼓演奏
基調講演	神戸大学大学院教授 藤野一夫 「市民アンケート調査結果から見える丹波市の文化芸術の現状と課題・将来展望」
大正琴	認定こども園ミライズそら 5歳児
パネルディスカッション	テーマ：多様な文化芸術を活かした次世代の人づくり・まちづくり コーディネーター：神戸大学大学院教授 藤野一夫 パネリスト：上田敦史（能楽大倉流小鼓方） 田口幹也（城崎国際アートセンター館長） 山口洋子（認定こども園ミライズそら園長） 山内順子（地域史研究家）
スプレーアート	日本チャンピオン：DAISUKE（井口大助）

### 6 シンポジウムの要点（まとめ）

（1）基調講演（神戸大学大学院教授 藤野一夫）

- ・芸術体験が人の成長に与える影響や日本の文化予算が先進国の10分の1程度に留まっている現状がある。
- ・人口が減少する中、文化芸術による地方創生が重要である。
- ・これまで文化財は保存していく方向であったが、深く理解をして活用していくことが大切になってきている。

## (2) 実践報告

## ○山口洋子（認定こども園ミライズそら園長）

- ・これから人工知能（AI）が、今ある仕事の半分くらいを奪っていくとも言われている。そこで「認知能力（学力）」よりも「非認知能力（テストでは測定できない個人の特性による能力）」がクローズアップされており、これからは心の土台となるものが大事である。
- ・子どもは遊びを通して自尊心や自己有用感（肯定感）を育むことで、人を好きになったり、何にでもチャレンジするようになる。
- ・教育現場での経験から2～3歳の子どもは本能で動き、感受性が豊かであるため、幼少期に文化芸術に触れることが大切である。文化芸術と「非認知能力」は、とても深い関係がある。

## ○山内順子（地域史研究家）

- ・これまでは紅葉や桜がきれい、栗も小豆も美味しいという観光に比重が置かれていた。また、いわゆる人気の観光地を巡るという旅行会社からの受け身の観光が多かった。今後は、むしろ地域から仕掛けていくような観光になるとよい。
- ・普段の生活の中では当たり前になってしまい、地域資源の価値に気づけていないことがある。改めて見直すと、誇るべき本物がこの地域にはたくさんあるということに気づいて欲しい。

## ○上田敦史（能楽大倉流小鼓方）

- ・地域の物語（偉人・歴史・文化）を能にすることで、丹波から世界へ伝統的な猿楽を再興させようとしており、その中で伝統文化の継承を行っている。
- ・アウトリーチとして、小中学校の児童・生徒に能の授業を行っている。
- ・“ちーたんと丹波竜”という能の作品を子ども向けに創作し、丹波のことを少しでも知ってもらう取組を行っている。
- ・今後は、地域の将来を考え「滞在」を視野に入れた取組を考えている。

## ○田口幹也（城崎国際アートセンター館長）

- ・豊岡市に2021年4月開学予定の国際観光芸術専門職大学（仮称）は、城崎国際アートセンターと連携して世界で通用する観光とアートのプロフェッショナルな人材を育成していく。
- ・街なみやそこに流れている時間が観光資源であることも、外部の方から教えられて気づいた。
- ・今までやってきたことを変えるということは非常に怖いことであるが、地域には伝統や文化があるので、新しい発想を怖がらず、試行錯誤してみることによって、数年たてば良い方向に行くのではないかと思う。これからの時代は、何もしないことが一番のリスクである。

## (3) まとめ

- ・これからの30年はAIにはできない、AIに負けないような“人づくり”をしていくことが、私たちに課せられた大きな課題である。
- ・外から見た視点で文化芸術を活かすことが特に重要である。
- ・豊かな丹波の文化的資源を掘り起こして、調査研究も含め賢く紹介や理解をし、ファンを増やしていくような保存と活用の循環をつくるのが大切である。

## 7 アンケート集計結果

## 質問1 「基調講演」のご意見・ご感想をお書き下さい。

番号	年齢	性別	自由記述
1	20歳代	男性	非常に感動しました。
2	30歳代	女性	オーケストラ等、文化芸術とのふれあいが、子どもたちの心の豊かさに影響することが理解でき、大切なことだと知った。
3	30歳代	女性	日本は先進国の中で、予算が少ないという話が心に残っています。大切だけど、他に重要なことが多いから、中々予算がとれないという現状を知ることが出来ました。
4	40歳代	男性	日本の文化芸術支援予算の低さ、市民が質の高い芸術に触れる機会の少なさは、重要な問題だと思います。ヨーロッパのように、身近に音楽があり、芸術に触れる機会があるような環境づくりが出来ればと願います。
5	40歳代	男性	少し難しかったです。丹波市も芸術の多い市になって欲しいです。
6	40歳代	男性	アンケート結果からの丹波市の課題がわかりやすく説明されてよかった。
7	50歳代	女性	藤野先生のお話も大変わかりやすく、勉強させていただきました。
8	50歳代	女性	大変わかりやすく、法律の目的と丹波市の今後のあり方を学ぶことができました。藤野先生の話は、とても理解しやすかったです。
9	60歳代	女性	もっと難しいお話かと思っていたところ、わかりやすくて、とても良かったです。また機会があれば、来ようと思います。
10	60歳代	女性	わかりやすい説明でよかった。
11	60歳代	女性	文化芸術が子どもの成長にとって大切なことがよくわかりました。色々な環境の中で子どもは育っています。個人的には、体験できない子どもたちに、学校の行事を通して、できるだけ体験する機会を与えて欲しいです。
12	60歳代	女性	子ども達の成長に文化芸術が深く・広く・強く必要であると思いました。もっとお話が聞きたいと思いました。
13	60歳代	女性	それぞれの先生方のご尽力を改めて知ることができ、今後の丹波市において、将来を担う子ども達にすばらしい人間形成を期待することができました。
14	60歳代	女性	好きな人が好きなことだけをする芸術ではなくて、多くの芸術が鑑賞できる環境を整えて欲しい。予算も多をつけて欲しい。
15	60歳代	女性	地元では気づかない、知らない事を外部の先生として教えて下さい。
16	60歳代	男性	市の状況がよくわかった。
17	60歳代	男性	文化芸術基本法に伴う推進基本計画策定の関係がわかった。
18	60歳代	男性	アンケートに基づくお話なので現状がわかりました。アートの必要性を確信しました。
19	70歳代以上	女性	お話がスーッと入ってきて良かったです。
20	70歳代以上	女性	市民アンケート調査結果に基づく内容でとても納得できるものでした。自分たちが気づかない「宝物!」。新しい発想でチャレンジする。みんなで元気な丹波市をつくりましょう。
21	70歳代以上	女性	文化活動に落差がある。子育て世代への働きかけ方が大切ということがわかった。
22	70歳代以上	女性	難しすぎて一般人にはウケない。
23	70歳代以上	男性	丹波市全体についての道標を示していただいた。
24	70歳代以上	男性	きちんとした整理・分析がありよくわかります。お蔵入りにならないように、ずっと活用して下さい。
25	70歳代以上	男性	今日聞いた話で、あまり気にしていなかった事を浮き彫りにしていただいた事で、年老いた私ですが少しでも役に立ちたいです。
26	70歳代以上	不明	大いに参考になりました。高齢ではありますが、自分の楽しみである茶道を深め、機会ととらえて多くの人と交流を深めたいです。

## 質問2 「パネルディスカッション」のご意見・ご感想をお書き下さい。

番号	年齢	性別	自由記述
1	20歳代	男性	あまり興味が湧きませんでした。
2	30歳代	女性	様々な活動があることが分かった。短時間にまとめられていて分かりやすかった。
3	30歳代	女性	普段、関わることがない事業や活動をされている方のお話が聞けて、よかった。子どもの頃の実験が大切だと知り、自分はどんなことを経験させてもらったか、色々と思い出してみようと思います。
4	40歳代	女性	同じ丹波市の芸術や文化の話でも、多彩な方面から捉えてお話されることでとても新鮮で興味深く聴くことができた。
5	40歳代	男性	たいへん興味深い内容でした。今後のまちづくりについて、考える良い機会になりました。
6	40歳代	男性	何となく面白かった。丹波人ですが知らないことが多かった。「何もしないことがリスク」は、いい考えだと思う。
7	40歳代	男性	田口氏以外の3名の方々については、市内ですばらしい活動を実践されていることが理解できた。もっと、その活動が市民に知られるような支援が必要だと思った。土台（全国的に知られる観光地の城崎温泉）が違うが、豊岡市の視点と取組はすばらしい。丹波市が“華のあるまち”になるかは、TOP（市長）次第ですね。
8	40歳代	男性	少し内容が難しいと思いました。何事も一段一段上がって行くことが大切だと思いますが、初めて出席した者にすれば、内容が難しい。
9	50歳代	女性	パネラーの先生方、それぞれのお話を聞き、子ども達への文化の勉強に力を注ぎこむということはたいへん嬉しいです。
10	50歳代	女性	パネラー ・山口洋子氏…自分の人生を通して、未来に夢を持って仕事をされていて素晴らしい。 ・山内順子氏…地道な歴史活動の紹介、お腹にドーンとききました。 ・上田敦史氏…素晴らしい活動です。世界的な広がりを感じます。 ・田口幹也氏…城崎の素晴らしさを学ばせていただきました。 AIに負けない人づくり、専門職大学とも繋がれ、文化芸術のレベルの高い未来ある子育てをしたいですね。
11	50歳代	男性	本当に良い視点で取り組まれている活動が、自分の地域やテーマで活動していることに活かせるものが多くありました。感謝。突き抜けることが大事。出過ぎた杭は打たれない。
12	60歳代	女性	楽しませてもらいました。分かりやすい説明でよかった。
13	60歳代	女性	パネラーそれぞれの皆様のきめ細かいお話を聞かせてもらい、今日は来させてもらって楽しい一日を過ごせましたし、色々勉強になりました。
14	60歳代	女性	「歴史は楽しそうだなあ」と前から思っていたのですが、孫と参加できないかと思っていた。「そういう取組もあるのだ」と教えていただき、お話が聞けて良かったと思いました。
15	60歳代	女性	文化財歴史ツアーはおもしろそうですね。参加してみたいです。2～3歳からの教育はとても大切だと思います。丹波で能を見るのは興味深いです。豊岡市は近いので協力していくべきだと思います。
16	60歳代	女性	理解しやすいパネラーさんの話でした。丹波市の文化芸術が一部の方ではなく、少しでもみんなが経験できたら、心豊かな市になると思いました。
17	60歳代	女性	すばらしい方々の活動を知り、これからの丹波市の伸びしろが多くある事がわかりました。私も何かに参加するよう、努力しようと思いました。
18	60歳代	女性	市内の3人の話はもちろんよかったですが、豊岡市の田口さんのお話を聞けて良かったです。次は、平田オリザ氏を呼んでください。

番号	年齢	性別	自由記述
19	60歳代	女性	早くから文化芸術に触れることの大切さがよくわかった。市内に住んでいても、知らないことがたくさんある。地域の歴史、伝統文化を掘り起こし、それに触れる機会、環境づくりが大切だと思う。
20	60歳代	女性	ワクワクしてきました。ぜひ何かに参加したいです。丹波市も実践参加したいです。
21	60歳代	男性	各パネラーの活動を教えてもらいよかったです。豊岡市の取り組みが、素晴らしい。将来を考えている。丹波市も見習わねば。
22	60歳代	男性	田口氏の「地域創生」は「人口減少対策」、芸術による地域創生と分かりやすかった。
23	60歳代	男性	地域の良さを発信する機会をもっと作ることが大切。イベント、講演会。地元をもっと掘り下げて、地域の人を教えることが大切。
24	70歳代以上	女性	難しくなくて良かった。
25	70歳代以上	女性	他種の方々から意見をお聞きできてよかった。
26	70歳代以上	女性	子ども達を指導され、子どもが持つ可能性を引き出し、素晴らしい体験をすることで、豊かな心に育っていく。とても楽しみです。
27	70歳代以上	女性	・観光とアートを結びつける。食べ物、景色、歴史等を楽しむ。 ・非認知能力をつけないといけない → 教育の内容が変わる。 ・学校での授業（こども園）2～3歳が大切。小学生・中学生・大人になった時の考え方の基礎になっている。 → 色々、勉強できた。
28	70歳代以上	女性	丹波市・丹波篠山市で街角コンサートを何十年もやっているけれど、どのように変化をもたらしているのか疑問。
29	70歳代以上	男性	多彩なパネリスト、内容もレベルが高く、刺激を受けました。
30	70歳代以上	男性	上田先生の地域連携プレーでの文化芸術活動の推進、よそ者であっても受入れる体制が大切である。
31	70歳代以上	不明	地元の祭や歴史に対して、もう少し関心を持ち、学んでいきたいです。

### 質問3 全体的にお気づきの点等がございましたらお書き下さい。

番号	年齢	性別	自由記述
1	20歳代	男性	子どもたちの演奏・演出が素晴らしく、努力が感じられました。
2	40歳代	女性	和太鼓や大正琴など、テーマにぴったりの演出があり、とても良かったと思う。講演を聴くだけでなく、見て・音を聴いて文化芸術に触れる良い機会となりました。
3	40歳代	男性	市島や春日のホールで芸術を行うのではなく、街かど等でやっていただけると、行きやすいと思う。
4	40歳代	男性	もう少し、段階別（地域、学校（教育）、団体）に分けてやる方がもっと良いと思う。（3年位かけてやると）
5	50歳代	女性	5歳児の大正琴には、びっくりしました。小さな指で、がんばって大正琴を鳴らしているの。
6	50歳代	女性	演者の映像が映る機能がアップして良かったです。 今日のチラシを藤野先生がPower Pointにアップされていたように素晴らしいと思いました。
7	50歳代	男性	子どものためにできること、体験できる機会を、こういうシンポジウムに設けるのも方法かと思った。（体験会場）
8	60歳代	女性	子どもたちの演奏が素晴らしかったです。感動ものです。
9	60歳代	女性	観光に力を入れると言われても、どこから手をつけていけば集客に繋がっていくのか。多くの人に参加できる文化芸術を望みます。
10	60歳代	女性	楽しませてもらいました。分かりやすい説明で良かったです。

番号	年齢	性別	自由記述
11	60歳代	女性	丹波市が心豊かに成長する子ども達によって支えられるために、文化芸術はたいへん必要で、その丹波市が賢い繋がりをコーディネートすることが必要であると思いました。
12	60歳代	女性	構成がすばらしかったです。
13	60歳代	女性	いきいきとした話で、たいへんためになりました。
14	60歳代	女性	もっと広報して参加者を集められたら、よかったですと思います。
15	60歳代	女性	すばらしい講演会でした。ありがとうございました。
16	60歳代	女性	各町の文化祭を観に行っておりますが、高齢者が多く、子ども達も参加して欲しいと思いました。
17	60歳代	男性	ディスカッションを期待していましたが、時間が短い。観光の概念を変えよう。
18	60歳代	男性	文化芸術は、豊かな心・創造性を育む ← 芸術が経済の「コア」になればと思われました。
19	60歳代	男性	何もしないのがリスク。チャレンジが大切。大々的な取組が大切。
20	70歳代以上	女性	5歳児の大正琴には感動しましたし、少しずつの指導でみんなと合せて、すごく良かったです。
21	70歳代以上	女性	5歳児が、可愛かった。未来が楽しみに思います。
22	70歳代以上	女性	若い子どもたちの将来性に繋がるような、先生方のお話がとても良かった。感動しました。
23	70歳代以上	女性	「そうや」と思うことが、多かったです。
24	70歳代以上	女性	外来語が勉強になりました。
25	70歳代以上	女性	すばらしいシンポジウムを企画いただき、ありがとうございました。スプレークアートは初めて見て、ブラボー。
26	70歳代以上	女性	参加人数が少ない。
27	70歳代以上	女性	各氏がわかりやすく説明され良かった。
28	70歳代以上	男性	色んな地域、多方面からのパネラーでのディスカッションが参考になった。
29	70歳代以上	男性	丹波市と阪神間との交通の便に問題があると思う。

## 【文化芸術推進シンポジウム】



【パネルディスカッション】

## 【大正琴パフォーマンス】



【認定こども園ミライズそら 5歳児】

## 7. 文化芸術基本法

(平成十三年十二月七日)

(法律第百四十八号)

第五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

改正 平成二九年六月二三日法律第七三号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第六条）

#### 第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

#### 第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

#### 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」と

いう。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二九法七三・一部改正)

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

(平二九法七三・改称)

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あ

らかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二九法七三・追加)

### 第三章 文化芸術に関する基本的施策

(平二九法七三・改称)

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の

必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七條 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八條 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九條 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九條の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・追加)

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(平二九法七三・追加)

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(平二九法七三・追加)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(平二九法七三・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 8. 用語集

行	用語	解説	掲載頁
あ行	IoT(アイオーティー)	Internet of Things の略。あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス・ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称をいう。	1
	ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。サーバー・インターネット等の技術だけでなく、ビッグデータ・ソーシャルメディア等のサービスやビジネスについてもその範囲とする技術の総称をいう。	1
	アート・クラフトフェスティバル	木工、陶芸、皮革、ガラス、布等の各分野で創作活動を行う作家の活動発表のこと。	12
	アトリエ	画家・美術家・工芸家・建築家などの芸術家が仕事を行うための専用の作業場のこと。(画室、工房)	47
	アマチュアアーティスト育成支援事業	アマチュア出演者とアマチュア舞台スタッフが創りあげる4ジャンル(バンド・ピアノ・ダンス・和太鼓)の舞台発表のこと。	13
	稲畑人形	丹波市氷上町稲畑の赤井若太郎忠常が、江戸末期の弘化3年(1846年)に創り出した人形で、美しい青色できめが細かく粘りの強い赤い粘土と、丹波霧の適度の湿りに恵まれた軽くしなやかな良質の原料に、伏見人形の流れをくんだ土人形のこと。	14
	インスタ映え	写真共有 SNS「インスタグラム」(Instagram) に写真をアップロードし公開した場合に、ひときわ見栄え良くステキに見える(映える)、という意味で用いられる表現のこと。インスタグラムへの投稿を念頭において「写真うつりが良い」と述べる言い方。PC・スマートフォン向け写真共有 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の Instagram に投稿した写真や、その被写体などに対して見映えがする、おしゃれに見える、という意味で用いられる表現のこと。	63
	AI (エーアイ)	人工知能のこと。人工的に作られた人間のような知能、ないしはそれを作る技術のこと。	1
	SNS (エスエヌエス)	Social Networking Service の略。Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用の Web サービスの総称をいう。	62
か行	郷土史研究会・史実研究会	郷土の豊かな歴史を調査・研究等をする会のこと。	41
さ行	10ヶ寺もみじめぐり事業	市木であるもみじの素晴らしい市内の寺10ヶ寺(高源寺、円通寺、岩瀧寺、達身寺、高山寺、白毫寺、三宝寺、小新屋観音、石龕寺、慧日寺)が実行委員会を組織し、市内外に来訪を呼びかけ、紅葉したもみじの鑑賞とともに丹波の歴史・文化を知ってもらう事業のこと。事業の内容として、スタンプ巡りや市内の駅を起終点としたもみじめぐりバスの運行等を行っている。	35
	シューベルティアーデたんば	毎年9月から11月にかけて、丹波市・丹波篠山市で開催される国際音楽祭のこと。	12
	シューボックス型	箱型で客席前方にステージがある、コンサートホールのこと。	6

行	用語	解説	掲載頁
た行	丹波アートコンペティション	令和元年度から丹波市民美術展を拡充開催する展覧会のこと。入賞作品は植野記念美術館での展示を行う。(公募展)	12
	丹波市生涯学習施設整備方針〔適正配置計画〕	地方分権型社会に即した持続可能な丹波市経営の中で、生涯学習の振興に必要な施設のあり方を研究し、今後必要となってくる施設の整理統合の基本となる計画をいう。(平成25年2月に策定)	49
	TAMBA シニアカレッジ	身近な「時事問題」や「健康」をテーマとして、おおむね60歳以上の市民を対象として開催する教養講座のこと。	34
	丹波布	佐治郷(現在の青垣町・芦田村、佐治村、神楽村、遠阪村)周辺で、綿から紡いだ手紡ぎ糸を草木染し、縦横に用い、屑まゆから採ったつまみ糸を横系に交織した手織りの布をいう。	10
	丹波の森ウッドクラフト展	人に優しい木を素材とし、遊び心を大切にしながら創作の喜びを創りだすことを目的に優れた木工クラフト作品を募集し、開催される展覧会のこと。(公募展)	12
	たんばふるさと学	小学校の総合的な学習の時間に、地域の「ひと」「もの」「こと」からたんばの魅力を学ぶことをいう。	54
	地域づくり事業	平成28年4月1日現在の小学校区単位で組織する自治協議会において、それぞれ地域の将来像を描き、地域課題の解決、地域コミュニティの醸成のための指針となる行動計画(地域づくり計画)に基づき、地域住民が主体となって、個人・各種団体などと一体で取り組む活動、事業をいう。	35
	田ステ女俳句ラリー	明治の俳人である正岡子規が取り上げた「元禄の四俳女」の一人、「ステ女」にちなんだ投句イベントをいう。	12
は行	文化芸術	国の文化芸術基本法第2条第10項に規定されているもので、具体的には、有形・無形の文化財、音楽や美術等の芸術、茶道や書道等の生活文化等をいう。(本計画4ページを参照)	1
	文化芸術サロン	歴史的には、サロンとは、貴族やブルジョアの夫人が日を定めて客間を開放し、同好の人々を招き、文学・芸術・学問その他の文化全般について、自由に談話を楽しむ社交界の風習で、本計画では文化芸術に関する「交流の場」のことをいう。	45
	文化的資源	歴史的な建物、自然環境・街なみ等の景観、人、文化ホール等の施設をいう。	5
ま行	民俗文化財	衣食住、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられるもの等、人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。	12
ら行	ライフピアDEクリスマス	毎年12月にライフピアいちじま大ホールで開催する、ファミリー向けのクリスマスコンサートのこと。	53
わ行	ワークショップ	講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりする等、参加体験型、双方向性のグループ学のこと。	13



発 行 令和2年2月 兵庫県丹波市  
問合せ先 まちづくり部文化・スポーツ課  
〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 496 番地 2  
T E L 0795-74-1050  
F A X 0795-74-2855  
U R L <http://www.city.tamba.lg.jp/site/shougaigakushu/>



文化芸術が育む  
丹（まごころ）の里